

工事等

埼玉県電子入札共同システム

令和7・8年度 建設工事請負等競争入札参加資格審査 申請の手引

更新申請用

受付期間 と 申請内容

令和6年9月17日(火) ~ 11月8日(金)23時~~切~~

- ・「建設工事」と「設計・調査・測量」を申請するとき
- ・「建設工事」と「土木施設維持管理」を申請するとき
- ・「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」を全て申請するとき
- ・「設計・調査・測量」のみを申請するとき
- ・「土木施設維持管理」のみを申請するとき
- ・「設計・調査・測量」と「土木施設維持管理」を申請するとき

令和6年9月17日(火) ~ 11月22日(金)23時~~切~~

- ・「建設工事」のみを申請するとき

申請方法

競争入札参加資格申請受付システムから申請データを入力送信し、提出書類を事業者申請ポータルにアップロードする。

【持参不可、受付期間最終日23時まで申請してください。】

【 問合せ先 】

< 共同受付窓口 >

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当(工事)

〒330-9301 埼玉県 さいたま市 浦和区 高砂 3-15-1

電話：048-830-5771(土日祝日を除く)

専用電話(9月17日から)：048-711-3567(土日祝日を除く)

受付時間：9:30~11:45 / 13:15~17:00

申請期間後半は電話が混雑します。お問合せはお早めをお願いいたします。

目次

	更新申請の流れ	1
	申請前に確認してください	2
第1章	令和5・6年度名簿からの主な変更点について	4
第2章	更新申請の概要(共同受付参加自治体、更新申請の方法、申請期間等)	6
第3章	資格要件について	10
第4章	提出書類について(法人の場合)	16
第4章	提出書類について(個人の場合)	19
	委任状及び使用印鑑届の提出に係る注意点・変更点	21
第5章	添付書類を準備する	22
第6章	申請データを修正入力・データ送信	25
	1 更新申請データの入力操作の流れ	26
	2 システム操作の注意事項	26
	3 - 1 システムにログイン	27
	3 - 2 更新申請データの入力	29
	3 - 3 基本・共通情報の入力	31
	3 - 4 建設工事情報(共通)の入力	37
	3 - 5 建設工事情報(個別)の入力	38
	3 - 6 設計・調査・測量情報(共通)の入力	46
	3 - 7 設計・調査・測量情報(個別)の入力	49
	3 - 8 土木施設維持管理情報(共通)の入力	56
	3 - 9 土木施設維持管理情報(個別)の入力	57
	4 入力内容の確認	62
	5 入力データの送信	63
	6 送付票の印刷	64
	7 審査結果の確認	65
	8 【参考】審査結果通知書	66
第7章	事業者登録をする	67
第8章	添付書類をアップロード・送信する	69
	新型コロナウイルス感染症等の影響への対応	77
第9章	名簿登載後の注意事項について	78
別表1	『建設工事』業種コード	81
別表2	『設計調査測量』業務コード	87
別表3	埼玉県電子入札共同システム参加自治体問合せ先	89
= 別冊 =		
<別冊1>	チェックリスト一覧	
<別冊2>	添付書類一覧	
<別冊3>	申請書・添付書類 様式集	
<別冊4>	申請書・添付書類 記入例	
<別冊5>	自治体別個別情報入力事項	
<別冊6>	Q & A	

申請に必要な情報が記載されています。必ず確認してください。

更新申請の流れ

ユーザIDの確認

更新申請には、『ユーザID及びパスワード』が必要です。

不明な場合は、「埼玉県ホームページ」「電子入札総合案内」「入札参加資格申請（建設工事）」「ユーザID、パスワードがわからないとき」を確認してください。

再発行の方法についてはこちら

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/id-password.html>

申請の準備・必要書類の確認・画像データ化

申請する自治体・必要な許可・資格要件等を確認してください。

必要書類を「申請の手引」及び「別冊1」、「別冊2」に沿って準備し、画像データ化(pdf等)してください。

発行日等を確認し、有効な書類を準備してください。

申請データの入力・送信

表紙記載の期間内に行ってください。

競争入札参加資格申請受付システムにより、申請データを入力し、データを送信してください。
申請の手引(第6章)、別冊5を参照

【事業者申請ポータル】

事業者登録

表紙記載の期間内に行ってください。

事業者申請ポータルを初めて利用される方は、事業者登録をする必要があります。以下 URL より「事業者登録」をしてください。

<https://saitamapref.service-now.com/csm>

事業者登録の方法については、申請の手引(第7章)を参照

【事業者申請ポータル】

書類の添付・送信

表紙記載の期間内に行ってください。

添付書類を事業者申請ポータル <https://saitamapref.service-now.com/csm> へ添付のうえ、送信してください。

【重要】添付書類には必ず名前を付けてください。

送信は一回のみとなります。

書類の送信方法については、申請の手引(第8章)を参照

各自治体の審査

受付後 ~ 令和7年3月末

申請書類等を共同受付窓口及び各自治体で審査します。

審査結果の確認

令和7年4月

審査結果は、令和7年4月以降に受付システムで確認してください。

なお、通知等の郵送は行いません。

入札参加資格の有効期間

令和7(2025)年4月1日~令和9(2027)年3月31日

申請前に確認してください

- 1 申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに事業所として登録がありますか。
更新申請の対象は、申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれかの業務で登録がある事業所です。
有効なユーザIDがない場合は、新規申請の対象です。
有効なユーザIDを持っているか、又、パスワードは正しいか、事前に、システムにログインすることが可能かどうか、確認してください。

- 2 申請を希望する自治体・業務は共同受付の対象ですか。
申請をすることができる自治体は、埼玉県電子入札共同システムに参加している68自治体です。
申請できる業務は、自治体ごとに異なります。確認してください。

- 3 税金の滞納（分納）はありませんか。
申請する自治体により対象税目が異なります。当該税金に係る「完納の証明」の提出が必要です。
法人の場合
ア 全申請先共通 納税証明書（その3の3） 法人設立直後でも発行可能
税務署が発行する、「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明
イ 埼玉県以外の自治体に申請する場合
申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊2の各自治体のページを確認してください。
新型コロナウイルス感染症等の影響への対応については、申請の手引77ページを確認してください。
個人の場合
ア 全申請先共通 納税証明書（その3の2） 開業直後でも発行可能
税務署が発行する、「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明
イ 埼玉県に申請する場合
埼玉県内の市町村が発行する、個人住民税の滞納額（未納額）がないことの証明
ウ 埼玉県以外の自治体に申請する場合
申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊2の各自治体のページを確認してください。
新型コロナウイルス感染症等の影響への対応については、申請の手引77ページを確認してください。

4 申請する業務に必要な資格、許可を持っていますか。

申請に必要な要件を満たしていない場合は、当該業務に係る申請を受け付けません。

建設工事を申請する場合

ア 申請する事業所で、建設業許可を受けていない業種を申請することはできません。

イ 経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

ウ 「電気工事業」、「管工事業」、「電気通信工事業」及び「消防施設工事業」を申請する場合、受注希望工事によって資格等が必要です。その資格がない者は、当該受注希望工事を申請することができません。

設計・調査・測量を申請する場合

ア 申請する事業所で登録がない場合、次の業務を申請することができません。

(ア) 測量業（測量業者登録）

(イ) 建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠（建築士事務所登録）

イ 「その他」業務は、申請する業務内容によって必要な登録があります。その登録がない場合は、当該業務について申請することができません。

【例】「その他」業務のうち登記業務を申請する場合、申請者の商号・名称等に要件があります。

5 申請書類は全てそろっていますか。期限切れとなっている書類はありませんか。

提出書類（共通書類、自治体書類）は全てそろっていますか。別冊 1、2 で確認してください。

申請日時点で、有効な必要書類が全てそろっていない場合は、申請を受け付けません。

申請に必要な要件は、申請先の自治体により異なります。（別冊 2 参照）

申請に必要な要件を満たしていない場合、書類に不備があった場合等は、申請取下げとなる場合があります。

申請書を提出する前に、手引をよく確認してください。

第1章 令和5・6年度名簿からの主な変更点について

1 書類の提出方法がWEBサイトにアップロードする方法に変更となります。

**事前に「事業者申請ポータル」の登録をしておく
と添付書類の送信がスムーズにできます**

添付書類は、電子データを入力・送信後に申請事務担当者メールアドレスに届く案内に従って、WEBサイト(事業者申請ポータル)にアップロードしていただき、送信いただきます。(郵送は不要です)

そのために、事前に「事業者申請ポータル」への登録が必要となります。

リンク先 : <https://saitamapref.service-now.com/csm>

一度登録していただければ、次回からは入力が不要となります。

更新申請が始まる前に、「事業者申請ポータル」の登録(事業者登録)を済ませておくくださると、更新申請がスムーズになります。

事業者登録の入力方法については、67ページを御確認ください。



システムへのアップロードが難しい場合は、メール又は郵送でお送りください。

75ページをご確認のうえ、メール又は郵送でお送りください。

2 申請可能な自治体が68自治体に増えました。(2自治体追加)

新たに、東秩父村、児玉都市広域市町村圏組合が追加となりました。申請自治体を御確認ください。

3 書類提出部数に変更となりました。

以下の書類は共通書類となり、1部提出となりました。よって、各自治体別書類として提出する必要はありません。

- ・委任状(様式 C-5)
- ・使用印鑑届(様式 C-6) (様式が変更となっています。21ページを御確認ください。)
- ・経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ・建設業許可通知書の写し又は許可証明書
- ・建設業許可申請書
- ・営業所一覧表の写し
- ・資格情報・登録情報を証明する書類の写し
- ・資本関係・人的関係調書(様式 C-13)
- ・組合員名簿(様式 C-7)
- ・役員名簿(様式 C-8)
- ・官公需適格組合証明書の写し
- ・官公需適格組合資格審査数値計算表(様式 C-9)

以下の書類は提出不要となりました。

- ・登記されていないことの証明書【個人事業者のみ対象】
- ・工事経歴書(様式 C-11)
- ・業務経歴書(様式 C-12)

4 変更や更新がない場合の共通書類の一部提出省略は行いません。

令和5・6年度名簿更新申請では、以下～の書類について、登録内容に変更や更新がない場合提出を省略可としていましたが、令和7・8年度名簿更新申請では変更や更新がない場合でも提出してください。(共通書類として共同受付窓口の一部提出してください。)

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

建設業許可関係(建設業許可通知書又は許可証明書、建設業許可申請書(様式第1号)、営業所一覧表(別紙二)の写し)の書類

建設工事関係の資格情報

電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等

浄化槽工事届出書の写しについては、変更・更新がない場合の省略を認めます。

詳しくは12ページを御確認ください。

設計・調査・測量業務関係

ア 測量業者・地質調査業者・補償コンサルタント・建設コンサルタントの登録通知の写し

イ 計量証明事業登録証の写し

第2章 更新申請の概要(共同受付参加自治体、更新申請の方法、申請期間等)

1 共同受付を実施している地方公共団体について

埼玉県では、申請者の方々の負担軽減と審査事務の効率化を図るために、埼玉県電子入札共同システム(各別冊を含むこの手引において「システム」という。)に参加している地方公共団体(各別冊を含むこの手引及びシステムにおいて「自治体」という。)と共同で申請の受付と審査を実施しています。

共同受付を実施している自治体と申請受付業務は次のとおりです。

新たに自治体を追加する場合も、更新として申請することができます。

【共同受付実施自治体及び申請受付業務一覧】 のついている自治体・業務が受付対象です。

	埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市
建設工事															
設計・調査・測量															
土木施設維持管理															
	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	人間市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市
建設工事															
設計・調査・測量															
土木施設維持管理															
	八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	滑川町
建設工事															
設計・調査・測量															
土木施設維持管理															
	嵐山町	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町
建設工事															
設計・調査・測量															
土木施設維持管理															
	宮代町	杉戸町	松伏町	越谷・松伏水道企業団	戸田ボートレース企業団	秩父広域市町村圏組合	児玉郡市広域市町村圏組合	埼玉西部消防組合							
建設工事															
設計・調査・測量															
土木施設維持管理															

「建設工事」：建設工事の請負

「設計・調査・測量」：建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託

「土木施設維持管理」：道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託

次の自治体では、一部業務について共同受付を行っていません。当該業務の申請は、自治体に直接、確認してください。

埼玉西部消防組合：「土木施設維持管理」業務

2 更新申請の方法、申請期間等について

更新申請の方法

競争入札参加資格申請受付システム（各別冊を含むこの手引において「申請受付システム」という。）による電子申請（データ送信）を行い、かつ、提出書類を事業者申請ポータルで送信してください。

- ア 申請受付システム操作方法 申請の手引（第6章）参照
- イ 提出書類の送信方法 申請の手引（第7章、第8章）参照

更新申請の対象者

申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれかで登録がある事業所です。

現在有効なユーザIDを持っている事業所が対象です。

次の者は、更新申請をすることができません。新規申請の対象です。

（例） 申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに登録がない事業所。

（例） 令和5・6年度はA支店で登録しているが、令和7・8年度は一部の業種・業務を
令和5・6年度名簿に登録のないB支店で登録を希望する場合。

更新申請の申請受付期間

令和6年9月17日（火）から11月8日（金） 23時〆切

- ・「建設工事」と「設計・調査・測量」を申請するとき
- ・「建設工事」と「土木施設維持管理」を申請するとき
- ・「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」を全て申請するとき
- ・「設計・調査・測量」のみを申請するとき
- ・「土木施設維持管理」のみを申請するとき
- ・「設計・調査・測量」と「土木施設維持管理」を申請するとき

令和6年9月17日（火）から11月22日（金） 23時〆切

- ・「建設工事」のみを申請するとき

上記期間内に『申請データの送信』と『提出書類の送信』を行ってください。

どちらか一方が欠けた場合や期間外に書類が提出された場合は、申請を受け付けません。

受付期間を過ぎた書類の提出は、認められません。

提出の際は不備、不足がないか、よく確認してください。また、不備、不足があった場合に余裕をもって対応できるように、早めに申請してください。

申請の期限に間に合わなかった場合、令和7年4月以降に「新規申請」を行ってください。

申請の単位

「会社単位（個人事業者の場合は事業主）」ではなく、「**事業所単位（本店・支店・営業所等）**」で申請してください。

1つの法人で、複数の事業所を登録する場合は、商号や法人の代表者等、事業所間で共通する事項が、全ての事業所で同じ情報になります。

申請できる業種（又は業務）

ア 建設工事

自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して**5業種まで**です。

また、5業種以内であっても、同一自治体内においては、他の事業所で申請した業種を、重ねて申請することはできません。

イ 設計・調査・測量

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の**代理人として申請できるのは5名まで**です。また、同一自治体内においては、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

ウ 土木施設維持管理

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の**代理人として申請できるのは1名**です。また、同一自治体内では、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

入札参加資格審査の審査基準日

ア 「建設工事」の申請の場合

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評価値通知書（「結果通知書」）の審査基準日を指します。

通知書が複数ある場合は、直近のもの審査基準日を指します。

- 要件を満たす通知書の写しを提出できない場合は、申請できません。
- 申請日現在、直近年度の通知書が既に発行されている場合は、前年度の通知書は使用できません。

埼玉県知事許可の経営事項審査に関する問合せ先

埼玉県 県土整備部 建設管理課 審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

イ 「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」の申請の場合

申請日前直近の決算日（決算手続きが終了したもの）を指します。

申請後の追加

申請後（申請データの送信後）は、希望する自治体、業種、業務を追加することは一切できません。データを送信する前に内容をよく確認してください。

申請後の変更

申請後に、登録内容の変更（代表者や代理人の変更等）があった場合は、入札参加資格者名簿が有効となった後（令和7年4月以降）に、変更手続きを行ってください。

手続方法は、次のホームページを確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

審査結果

令和7年4月以降に、各申請自治体の審査結果通知書が申請受付システムに表示されます。

（資格の有効期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）

3 その他

物品等（販売、賃貸、買受け、印刷、電算、催物・映画・広告・その他の業務、建築物管理業務）の入札参加資格審査は、この申請で受け付けることができません。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（物品等）を確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinbuppintop/index.html>

第3章 資格要件について

競争入札参加資格の登録を希望する場合は、各自治体固有の規程に定める資格要件を満たしているか等について、当該自治体の長が実施する審査を受けなければなりません。

本章では、このうち共同受付実施自治体に共通の資格要件について説明します。

1 申請者の資格（建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理 共通）

次のいずれかに該当する方は、申請することができません。

地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、共同受付実施自治体の競争入札に参加させないこととされた者

過去において、共同受付実施自治体の入札参加資格の規程等に定める抹消要件に該当し資格者名簿から抹消された者で、入札参加を希望する自治体の規程等で定められた期間を経過していない者

法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税を完納していない者

虚偽の申請を行った場合は、各自治体の規程等に基づき登録が抹消になることがあります。

【参考】

<地方自治法施行令第167条の4>

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 「建設工事」に関する申請者の資格

申請に関する資格について

申請日現在、次の要件を満たしていなければなりません。

- ア 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること
代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で建設業の許可を受けていること
- イ 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けていること

建設業の許可、経営事項審査についての問合せ先

- ・埼玉県内のみ事業所がある場合

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話：048-830-5176

審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

- ・2以上の都道府県に事業所がある場合

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課 電話：048-601-3151

経営事項審査について

「建設工事」の入札参加資格申請では、申請日現在において有効な経営事項審査の総合評定値の通知を受けていることが資格要件のひとつとなっています。

申請日現在で経営事項審査の再審査を受けている場合は、再審査後の総合評定値通知のみ有効となります。

申請日現在で有効な通知書が複数ある場合は最新のものを提出してください。

社会保険等の加入について

共同受付実施自治体は、社会保険等の加入を資格要件としています。

社会保険等とは、「**健康保険、厚生年金保険、雇用保険**」の3保険のことです。

社会保険等の加入状況は、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

- ア **全ての**社会保険等の加入状況が「**有**」又は「**除外**」の場合

「社会保険等に**加入している**」とします。

- イ **いずれかの**社会保険等の加入状況が「**無**」となっている場合

「社会保険等に**未加入**」とします。

ただし、15ページ記載の(ア)健康保険、(イ)厚生年金保険、(ウ)雇用保険の加入確認資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

受注希望工事に関する申請者の資格

次のアからエまでに掲げる4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格情報を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を提出してください。下表以外の業種については、「資格情報を証明する書類」は不要です。

ア 電気工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
総合電気設備工事 発電変電設備工事 電気設備工事 信号設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等(1)	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣

1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等に関する問合せ先

埼玉県内にのみ営業所がある場合

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話: 048-830-8435

加須市・久喜市・日高市・吉見町にのみ営業所があり新規に開始届を提出する場合
窓口が市町になる場合がありますので直接該当市町の担当課にお問合せください。

2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全て1つの産業保安監督部の管轄内にある場合
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話: 048-600-0388(代)

2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合
経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話: 03-3501-1742

イ 管工事業 (既に登録があり、令和5年4月1日以降届出内容に変更が無い場合は提出不要)

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
浄化槽工事	【新たに浄化槽工事を申請する者】 埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」 (「表面」と「裏面」)(2) 【既に登録があり、令和5年4月1日以降届出内容に変更がある者】 埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」(2)	埼玉県知事

2 「特例浄化槽工事業者届出書」等についての問合せ先

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話: 048-830-5176

注) 浄化槽工事を申請する場合は、申請する事業所で届出をしている必要があります。

ウ 電気通信工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(アナログ第1種、A I第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、A I第2種、総合種、又はA I・DD総合種、総合通信)」の資格者証	総務大臣
データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(デジタル第1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、DD第2種、総合種、又はA I・DD総合種、総合通信)」の資格者証	

令和3年4月より資格の名称が変更になっております。詳しくは日本データ通信協会

<https://www.dekyo.or.jp/shiken/>

エ 消防施設工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

3 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格

以下の書類を提出してください。

測量業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等（1）	国土交通大臣 （地方整備局長）	申請する事業所で登録が必要

- 1 測量業務を申請する場合は、「測量業者登録通知」及び登録行政庁の受理印がある「測量業者登録申請書（第一面と別紙）」を提出してください。

建築士事務所登録（建築関連コンサルタント）

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等（2）	都道府県知事等	「建築意匠」は申請する事業所で登録が必要（3）

- 2 建築士事務所登録のうち「建築意匠」を申請する場合は、「建築士事務所登録通知書」を提出してください。
- 3 さいたま市、戸田市、三郷市、戸田ポートルース企業団は申請する事業所で建築士事務所登録がない場合、「建築意匠」だけでなく建築関連コンサルタント業務の全てを申請することができません。

地質調査業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 （地方整備局長）	登録がなくても申請可能

補償コンサルタント登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 （地方整備局長）	登録がなくても申請可能

建設コンサルタント登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 （地方整備局長）	登録がなくても申請可能

不動産鑑定業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 都道府県知事	登録が必要

計量証明事業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
計量法第109条の規定に基づく登録通知等 事業区分ごとに登録しているもの (長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等)	都道府県知事等	登録が必要

土地家屋調査士登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
土地家屋調査士連合会が発行した土地家屋調査士登録証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)(4)	日本土地家屋調査士連合会	登録が必要(5)

4 土地家屋調査士事務所・土地家屋調査士法人は、日本土地家屋調査士会連合会の登録が必要です。

5 次のいずれかを、商号又は名称に含む場合にのみ申請することができます。

土地家屋調査士事務所

土地家屋調査士法人

社団法人 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

4 「土木施設維持管理」に関する申請者の資格

共同受付実施自治体は、社会保険等の加入を資格要件としています。

社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。

埼玉西部消防組合は、埼玉県電子入札共同システムで土木施設維持管理の受付を実施しておりません。

社会保険等の加入について

土木施設維持管理を申請できる者は次のとおりです。

ア 「社会保険等に加入している者」

イ 「法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている事業者」

適用除外となっている事業者は、埼玉県入札審査課まで連絡してください。

別途、提出資料をお渡しします。

社会保険等の加入状況に係る確認方法

ア 建設工事も申請している場合

社会保険等の加入状況は、「経営事項審査の総合評価値通知書の写し」の「その他の審査項目(社会性等)」欄で確認します。

(ア) 全ての社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合

「社会保険等に加入している」とします。

(イ) いずれかの社会保険等の加入状況が「無」となっている場合

「社会保険等に未加入」とします。

ただし、上記ア(イ)に該当する者であっても、次のイに掲げる資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

イ 建設工事を申請しない場合

以下の(ア)から(ウ)に掲げる資料で「社会保険等の加入」を確認します。

(ア) 健康保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（欄外参照）

年金事務所健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

(イ) 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

上記(ア)、(イ)について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので、1部提出してください。

加入直後で領収書が未到達の場合は、次のa又はbを提出してください。

a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）

b 「適用通知書」の写し

(ウ) 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し 又は 領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し 又は 領収書の写し

上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次のaからcのいずれかを提出してください。

a 「雇用保険加入済確認願」の原本

b 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し

c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

新型コロナウイルス感染症の影響等による社会保険料納付の猶予制度の特例を受けていて、上記の(ア)から(ウ)の書類が提出できない場合は、以下の書類を提出してください。

健康保険、厚生年金保険

年金事務所が発行した納付の猶予（特例）許可通知書

雇用保険

ハローワークが発行した納付の猶予（特例）許可通知書

又は の書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

上記の猶予制度については、年金事務所、ハローワークにお問合せください。

第4章 提出書類について（法人の場合）

提出書類は、次の2種類です。

共通書類（チェックリスト、添付書類）

自治体書類（チェックリスト、添付書類）

自治体書類のうち【さいたま市】【その他の自治体】の不明点は、**直接申請先の自治体へ確認してください。共同受付窓口では対応できません。**

1 共通書類

= 写し可

= 必須

= 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	計 測 量	土 木 施 設 維 持 管 理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	送付票	P3	申請の手引
			2	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書		別冊 2
			3	法人税並びに消費税及び地方消費税の 納税証明書 (その3の3)	P8-9	別冊 2
-	-		4	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	P10	別冊 2
-	-		5	社会保険等の加入確認資料の写し		別冊 2
-	-		6	建設業許可通知書又は許可証明書		別冊 2
			7	建設業許可に係る申請書類の写し	P11 -13	別冊 2
-	-			建設業許可申請書（様式第1号） 許可行政庁の受理印が押印されているもの		
-	-			営業所一覧表（別紙二）		
-	-			令3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） （従たる営業所で申請する場合）		
-	-		8	資格情報を証明する書類の写し		別冊 2
-	-		9	登録情報を証明する書類の写し	P14-16	別冊 2
			10	障害者雇用状況報告書の写し 又は [様式 B - 5] 障害者雇用の状況		別冊 2
			11	I S O 9 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
			12	I S O 1 4 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
-	-		13	[様式 B - 6] 監理技術者の状況	P12-13	別冊 2
-	-		14	建設業労働災害防止協会加入証明書		別冊 2
			15	行政書士が代理申請する場合の委任状(任意様式)		別冊 2
			16	[様式 C - 5] 委任状	P7	別冊 2、4
			17	[様式 C - 6] 使用印鑑届 1		別冊 2、4
			18	[様式 C - 1 3] 資本関係・人的関係調書 1		別冊 2

1 該当する自治体に申請する場合のみ提出（手引の別冊 2 を御確認ください。）

3 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けており納税証明書（その3の3）が税務署で発行されない場合は、申請の手引77ページを確認してください。

2 中小企業等協同組合等で申請する場合の提出書類 = 必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理				
			1	[様式C - 7] 組合員名簿、[様式C - 8] 役員名簿	P6	別冊 2
	-	-	2	官公需適格組合証明書の写し		別冊 2
	-	-	3	経営事項審査の総合評定値通知書の写し (組合と組合員のもの)		別冊 2
	-	-	4	[様式C - 9] 官公需適格組合資格審査数値計算表		別冊 2

3 自治体書類 (埼玉県)

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
	-	-	1	[様式D - 2] 埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用 提出書類確認リスト	P18-23	別冊 2、4

4 自治体書類（さいたま市）

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	[様式 C - 10] 申請事業所の写真・案内図		別冊 2
			2	[様式 D - 4] 個別情報報告書		別冊 2、4
			3	その他の書類 (別冊 2 : さいたま市のページ 3 ~ 12 番の書類)		別冊 2

5 自治体書類（その他の自治体）

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	各自治体の納税証明書		別冊 2
			2	その他の書類 (別冊 2 : 各自治体のページ、上記以外の書類)		別冊 2

第4章 提出書類について（個人の場合）

提出書類は、次の2種類です。

共通書類（チェックリスト、添付書類）

自治体書類（チェックリスト、添付書類）

自治体書類のうち【さいたま市】【その他の自治体】の不明点は、**直接申請先の自治体へ確認してください。共同受付窓口では対応できません。**

1 共通書類

= 写し可

= 必須

= 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	送付票	P3	申請の手引
			2	身分証明書		別冊 2
			3	申告所得税及復興特別所得税及び 消費税及地方消費税の納税証明書 (その3の2)	P8-9	別冊 2
	-	-	4	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	P10	別冊 2
	-	○	5	社会保険等の加入確認資料の写し		別冊 2
	-	-	6	建設業許可通知書又は許可証明書		別冊 2
	-	-	7	建設業許可に係る申請書類の写し	P11 -13	別冊 2
	-	-		建設業許可申請書（様式第1号）		
	-	-		許可行政庁の受理印が押印されているもの		
	-	-		営業所一覧表（別紙二）		
	-	-		令3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） （従たる営業所で申請する場合）		
	-	-	8	資格情報を証明する書類の写し		別冊 2
-		-	9	登録情報を証明する書類の写し	P14-16	別冊 2
			10	障害者雇用状況報告書の写し 又は [様式 B - 5] 障害者雇用の状況		別冊 2
			11	I S O 9 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
			12	I S O 1 4 0 0 1 認証取得登録証の写し		別冊 2
	-	-	13	[様式 B - 6] 監理技術者の状況	P12-13	別冊 2
	-	-	14	建設業労働災害防止協会加入証明書		別冊 2
			15	行政書士が代理申請する場合の委任状(任意様式)		別冊 2
			16	[様式 C - 5] 委任状	P7	別冊 2、4
			17	[様式 C - 6] 使用印鑑届		別冊 2、4
			18	[様式 C - 1 3] 資本関係・人的関係調書 1		別冊 2

1 該当する自治体に申請する場合のみ提出（手引の別冊 2 を御確認ください。）

3 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けており納税証明書（その3の2）が税務署で発行されない場合は、申請の手引77ページを確認してください。

2 自治体書類（埼玉県）

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	個人住民税(市(町村)・県民税)の納税証明書		別冊 2
	-	-	2	[様式 D - 2] 埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用 提出書類確認リスト	P18-23	別冊 2、4

3 自治体書類（さいたま市）

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
	-		1	[様式 C - 10] 申請事業所の写真・案内図		別冊 2
			2	[様式 D - 4] 個別情報報告書		別冊 2、4
			3	その他の書類 (別冊 2 : さいたま市のページ 3 ~ 12 番の書類)		別冊 2

4 自治体書類（その他の自治体）

= 写し可 = 必須 = 該当時、必須

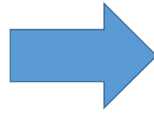
申請業務			No.	書類名	別冊 6 (Q & A)	詳細
建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理				
			-	チェックリスト		別冊 1
			1	各自治体の納税証明書		別冊 2
			2	その他の書類 (別冊 2 : 各自治体のページ、上記以外の書類)		別冊 2

委任状(様式C-5)及び使用印鑑届(様式C-6)の提出に係る注意点・変更点

令和7・8年度新規・更新申請より、以下のとおり委任状・使用印鑑届(様式C-6)が使用印鑑届(様式C-6)に変更となっています。

変更前

- ・ 委任状(様式C-5)
- ・ **委任状・使用印鑑届(様式C-6)**



変更後

- ・ 委任状(様式C-5)
- ・ **使用印鑑届(様式C-6)**

以下を参照し、必要な書類を作成してください。
共同受付窓口(県)に最大2枚の提出となります。

提出ファイル名：15C5【業者ID】

代理人を置いて申請する場合

(支店等で申請する場合は該当します。)

例：株式会社県庁建設 埼玉支店

共同受付窓口(県)に**委任状(様式C-5)**を**1部提出**

申請自治体関係なく、代理人を置いて申請する場合は委任状(様式C-5)を提出してください。

下記の7自治体に申請する場合

記入・印刷したものに押し、PDF化して提出してください。
使用する押印については、手引の別冊2を確認してください。

共同受付窓口(県)に**使用印鑑届(様式C-6)**を**1部提出**

下記の7自治体に申請する場合は、必ず提出してください。
本店、支店どちらの申請であっても提出が必要です。

提出ファイル名：16C6【業者ID】

加須市、草加市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、滑川町、松伏町、戸田ポートルース企業団

【例】本店で申請する場合

株式会社県庁建設 本店 で 埼玉県とさいたま市に申請する場合	
様式C-5(委任状)	提出不要
様式C-6(使用印鑑届)	提出不要

株式会社県庁建設 本店 で 埼玉県と 加須市 に申請する場合	
様式C-5(委任状)	提出不要
様式C-6(使用印鑑届)	1部提出

【例】代理人を置いて申請する場合

株式会社県庁建設 埼玉支店 で 埼玉県とさいたま市に申請する場合	
様式C-5(委任状)	1部提出
様式C-6(使用印鑑届)	提出不要

株式会社県庁建設 埼玉支店 で 埼玉県と 加須市 に申請する場合	
様式C-5(委任状)	1部提出
様式C-6(使用印鑑届)	1部提出

第5章 添付書類を準備する

1 書類を準備し、名前を付ける

提出書類には「共通書類」と「自治体別書類」があります。共通書類とは、どの自治体に申請する場合でも1部添付いただく書類、自治体別書類とは、申請する自治体ごとに添付いただく書類です。

中小企業等協同組合等で申請する場合及び官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合は、別途提出する書類があります。

「別冊1 チェックリスト」「別冊2 添付書類一覧」を確認のうえ、書類をそろえてください。様式は入札審査課ホームページに掲載しています。

必ず最新の様式を使用してください（様式が変更される場合があります。）

スキャニングは鮮明にしてください。ファイルが不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼することがあります。

【重要】書類には名前を付けて送信してください。（添付書類名称一覧のとおり）

書類には、末尾に送付票記載の業者ID（10ケタ）を付けてください。

（業者IDとは・・・申請受付システムにログインする際に使用するユーザIDです。）





例：01 送付 0123456789.pdf、 02 一覧 0123456789.xlsx




















・ファイル形式（拡張子）は残したままにしてください。（例：.xlsx .pdf）

・種類ごとにまとめて添付してください。

（例：資格情報を証明する書類が複数ある場合、08 資格のPDFを1つ作り、中身を複数ページとしてください。08 資格1、08 資格2のように同じ種類の添付書類を2つに分割しないでください。）

【添付書類名称一覧】

入カールール	書類名	ファイル形式
 01 送付【業者ID】	送付票	PDF（拡張子：pdf）
 02 一覧【業者ID】	別冊1チェックリスト	Excel（拡張子：xlsx）
 03 謄本【業者ID】	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	PDF （拡張子：pdf）又は 画像ファイル （拡張子：jpg、 jpeg、png、gif、 tiff、tif）
 04 納税【業者ID】	【法人の場合】 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） 【個人の場合】 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税 及地方消費税」の納税証明書（その3の2）	

 05 身分【業者 ID】	【個人事業者のみ対象】 身分証明書	PDF (拡張子: pdf) 又は 画像ファイル (拡張子: jpg、 jpeg、png、gif、 tiff、tif)
 06 経審【業者 ID】	経営事項審査の総合評価値通知書	
 07 社保【業者 ID】	社会保険等の加入確認資料の写し	
 08 許可【業者 ID】	建設業許可通知書の写し又は許可証明書 建設業許可申請書 営業所一覧表 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
 09 資格【業者 ID】	資格情報を証明する書類の写し	
 10 登録【業者 ID】	登録状況を証明する書類の写し	
 11 障害【業者 ID】	障害者雇用状況報告書 もしくは 障害者雇用の状況	
 12 認証【業者 ID】	ISO9001 認証取得証 ISO14001 認証取得証	
 13 監理【業者 ID】	【監理技術者が1人以上いる場合】 監理技術者の状況(様式 B-6)	
 14 建災【業者 ID】	【加入している場合】 建設業労働災害防止協会加入証明書	
 15C5【業者 ID】	委任状(様式 C - 5)	
 16C6【業者 ID】	使用印鑑届(様式 C - 6)	
 17C13【業者 ID】	資本関係・人的関係調書(様式 C - 13)	
 18 組合【業者 ID】	組合員名簿(様式 C-7)、役員名簿(様式 C-8)	
 19 官公【業者 ID】	官公需適格組合証明書の写し	PDF 又は 画像ファイル
 20 組経【業者 ID】	経営事項審査の総合評価値通知書の写し (組合と組合員のもの)	
 21C9【業者 ID】	官公需適格組合資格審査数値計算表(様式 C - 9)	Excel (拡張子: xlsx)
 22 行士【業者 ID】	【行政書士が代理申請する場合】 行政書士の委任状(様式は任意です。)	PDF 又は 画像ファイル
 23 自治体名【業者 ID】	【自治体別書類】申請自治体によって提出する 書類(該当する自治体ごとに添付) 1自治体に対して、1つのファイルを作成してください。 例: 23 埼玉県【業者 ID】 例: 23 さいたま市【業者 ID】	

組合員名簿(様式 C-7)・・・18 組合【業者 ID】 役員名簿(様式 C-8)・・・18 役員【業者 ID】としてください。

作成例



	名前	種類	
共通書類	01送付0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書	
	02一覧0123456789.xlsx	Microsoft Excel ワークシート	
	03謄本0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書	
	04納税0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書	
	06経審0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書	
	08許可0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書	
	09資格0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書	
	10登録0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書	
	11障害0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書	
	13監理0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書	
	14建災0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書	
	自治体別書類	23さいたま市0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書
		23埼玉県0123456789.pdf	Adobe Acroba 文書

自治体別書類は、1自治体につき1つのpdf又は画像ファイルを作成してください。

1自治体に対し自治体別書類が複数ある場合、pdfファイル又は画像ファイルの中身を複数ページとしてください。

ファイルの中身は「別冊1（自治体名）チェックリスト」に記載されている順番になるようにしてください。

自治体別書類が無い自治体のファイルを作成する必要はありません。

第6章 申請データを修正入力・データ送信

【 設定しないと入力がムダになってしまいます！ 】

更新申請データの入力の前に、必ず、使用するパソコンのMicrosoft Edgeの設定が必要です。
また、Microsoft Edgeをアップデートしたときも、再設定をしてください。

[「埼玉県ホームページ」](#) [「電子入札総合案内」](#) [「電子入札を始めるための準備」](#)
[「第2章 動作環境」](#) [「\(3\)Microsoft Edgeの設定」](#) を確認してください。

更新申請データの入力開始

令和6年9月17日(火) 8時30分 から

(注)書類の提出期限は、データ送信期限日までです。(郵送の場合、受付最終日までの消印有効です。)

(注)受付最終日以降にデータ送信されたものや、消印の押された書類は受付できません。

更新申請の入力データ送信期限

申請業種によりデータ送信期限が異なります。

- (1) 令和6年11月8日(金) 23時 まで
 - ア 「建設工事」と「設計・調査・測量」を申請するとき
 - イ 「建設工事」と「土木施設維持管理」を申請するとき
 - ウ 「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」を全て申請するとき
 - エ 「設計・調査・測量」のみを申請するとき
 - オ 「土木施設維持管理」のみを申請するとき
 - カ 「設計・調査・測量」と「土木施設維持管理」を申請するとき
- (2) 令和6年11月22日(金) 23時 まで
「建設工事」のみを申請するとき

申請受付システム利用可能時間

毎日、8時30分 から 23時00分 まで

メンテナンスのため、一時利用できない場合があります。

埼玉県ホームページで確認してください。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html>

更新申請データの入力方法、パソコン操作に関する問合せ

埼玉県電子入札ヘルプデスク

平日：8：30 ～ 17：00 電話：048-830-2263

更新申請データの入力内容に関する問合せ

共同受付窓口 令和6年9月17日(火) ～ 令和6年11月22日(金)

平日：9：30 ～ 11：45 及び 13：15 ～ 17：00

専用電話：048-711-3567 (令和6年9月17日(火)から利用可能)

更新申請データの入力・送信に関する注意点

- ・入力データの送信ができるのは、1回のみです。業務ごとに入力データを送信することはできません。全ての業務の入力が終わってから、入力データを送信してください。
- ・入力データの送信後は、申請内容の修正(変更も含みます)をすることができません。入力データを送信する前に、内容をよく確認してください。
- ・入力データの送信後は、申請受付システムを利用して申請を取り下げることができません。申請を取り下げる場合は、共同受付窓口へ連絡してください。
- ・送信されたデータに不備や誤りがあり修正の必要がある場合、他の書類等で正しい内容が確認できる時には、共同受付窓口で内容を修正することがあります。(原則、修正時の連絡は行いません。)

1 更新申請データの入力操作の流れ

1. 申請受付システムにログイン

ユーザID・パスワードを入力して申請受付システムにログインする。

2. 更新申請データの入力

更新が必要な事項のデータを入力する。

3. 入力内容の確認

入力内容を確認する。

よくある入力ミス

- ・ 全角、半角、大文字、小文字の誤り
- ・ 使用できない文字（JIS第1水準、第2水準以外）が入力されている
- ・ 姓と名の間に「スペース」が入力されている

4. 更新申請データを送信

入力内容を確認のうえ、更新申請データ送信期限までに送信する。

「送信ボタン」が表示されない(クリックできない)原因として、入力漏れが考えられます。

本章を再度、確認してください。

5. 送付票を画像データ化(pdf化)



送付票は提出書類の一部です。提出漏れがないように確認してください。

審査結果の確認

令和7年4月以降に申請受付システムで審査結果を確認してください。

共同受付窓口では、審査結果通知書を郵送しません。

2 申請受付システム操作の注意事項

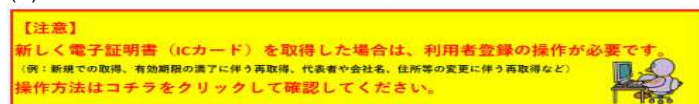
- (1) 申請受付システムを利用するためには『ユーザID及びパスワード』が必要です。
パスワード等が不明な場合は、再交付申請を受け付けます。埼玉県ホームページを確認してください。
[「埼玉県ホームページ」](#)、「[電子入札総合案内](#)」、「[入札参加資格申請\(工事等\)](#)」
[「ユーザID・パスワードが分からないとき\(再交付\)」](#)を確認してください。
- (2) Microsoft Edgeの  (戻るボタン) は使用しないでください。
前の画面に戻る場合は、必ず画面上の【戻る】ボタン又は【キャンセルして戻る】ボタンを使用してください。
- (3) データの入力を終了し画面を閉じる場合は、必ずログアウトしてください。
Microsoft Edgeの  (閉じるボタン) は使用しないで、必ず画面上の【ログアウト】ボタンを使用してください。
- (4) パソコンの動作環境等の確認先
[「埼玉県ホームページ」](#)、「[電子入札総合案内](#)」、「[電子入札を始めるための準備](#)」
[「第2章 動作環境」](#)、「[\(3\) Microsoft Edgeの設定](#)」を確認してください。

3 - 1 申請受付システムにログイン (1)

(1) 埼玉県ホームページを開き、【電子入札総合案内】をクリックする。



(2) 【システム入口】の【競争入札参加資格申請受付システム】をクリックする。



利用前の注意事項

- 利用の前に、[Microsoft Edgeの設定](#)を確認してください。
※Internet Explorerでは正しく動作しません。
- 競争入札参加資格審査の申請の際には、下記リンクから申請の手引（入カマニュアル）等を必ず確認してください。
 - ・工事の新規申請については[こちら](#)（※なお令和3・4年度の受付は終了いたしました。）
 - ・工事の変更申請については[こちら](#)
 - ・物品の新規申請（随時）の手引は[こちら](#)
 - ・物品の変更申請の手引は[こちら](#)

システム入口

入札情報公開システム	競争入札参加資格申請受付システム	電子入札システム
毎日 24時間	毎日 8時30分～23時00分	平日 8時30分～20時00分
<ul style="list-style-type: none"> ● 発注情報（入札公告・仕様書）の閲覧 ● 入札結果の閲覧 ● 発注見直し情報（工事等）の閲覧 ● 競争入札参加資格者名簿の閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争入札参加資格審査の申請 ● 競争入札参加資格審査結果通知書のダウンロード ● パスワードの変更・更新 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子入札の操作 ● 電子証明書（ICカード）の利用者登録
どなたでも閲覧できます。	ユーザIDとパスワードが必要です。 （物品等の初めての新規申請では不要です。） ※パスワードが分からない場合は こちら 電子証明書（ICカード）は不要です。	競争入札参加資格（競争入札参加資格者名簿への登録）と電子証明書（ICカード）が必要です。 代表者、契約者等、登録内容が変わったときは、申請手続が必要です。前代表者名簿等の電子証明証を使用した入札は無効となるほか、入札参加停止等の対象となる場合があります。

3 - 1 申請受付システムにログイン (2)

(1) 【1 工事等】をクリックする。

業務区分の選択

・業務区分を選択して下さい。

1 工事等
2 物品等

(2) 【5 ログイン】をクリックする。

競争入札参加資格申請受付メインページ (工事)

<p>インターネット申請の手順</p> <ol style="list-style-type: none">1 新規申請(定期)2 新規申請-事業所追加(定期)3 新規申請(追加)4 新規申請-事業所追加(追加)5 ログイン <p>業務区分別</p> <ul style="list-style-type: none">・一時保存データ修正・更新申請書作成(定期)・登録(入力)内容確認・パスワード更新	<p>本申請については、「1.インターネットによる電子申請」とともに「2.必要書類の提出」をお願いします。 「操作マニュアル(手引)」を熟読した上、定められた期間内に申請してください。</p>
---	--

・ 前画面に戻る際には必ず画面内の「戻る」ボタンか「閉じる」ボタンを使用してください。
・ ご利用の際には操作マニュアル(手引)をご覧ください。

(3) 【令和7年・8年】を選択する。

(4) 【ユーザID、パスワード】を入力する。

[ユーザID、パスワードが不明な場合は、本手引第6章「2 システム操作の注意事項」\(1\)を確認してください。](#)

(5) 【送信】をクリックする。

ログイン

ユーザID及びパスワードを入力してから、送信ボタンを押してください。

申請年度	<input type="radio"/> 令和5年・6年 <input checked="" type="radio"/> 令和7年・8年
ユーザID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>
<input type="button" value="送信"/> <input type="button" value="リセット"/>	

3 - 2 更新申請データの入力 (1)

(1) 「工事等申請受付システムメインページ」に移る。

(2) 【5 更新申請書作成(定期)】をクリックする。

クリックできない場合は、申請年度が「令和7年・8年」と表示されているかを確認してください。「令和5年・6年」と表示されている場合は、画面左側メニューの【ログアウト】ボタンをクリックしてからログインし直してください。

工事等申請受付システムメインページ

このサイトでは、以下のことが行えます。

令和7年・8年

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

- 1 変更届作成
※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 **更新申請書作成(定期)**
- 6 一時保存データ修正
- 7 登録(入力)内容確認
※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
※ 入力データを送信するとき使用
※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 [パスワード更新](#)

< 参考 > どんな時に使うの？

「1 変更届作成」

変更事項が発生してから使用します。

例) 入力操作をする日が、5月1日の場合

= 5月1日付で、代表取締役が交代した。

x = 6月1日付で代表取締役が交代することが、本日決まった。

「2 変更申請書作成(追加)」

「3 抹消申出作成(一部)」

「4 抹消申出作成(全部)」

現在、使用できません。

「5 更新申請書作成(定期)」

2年に一度の更新申請受付時のみ、使用します。(今回の申請で使用)

「6 一時保存データ修正」

データ作成作業を再開するときに使用します。

例) 「保存して次へ」、「一時保存」、「登録」ボタンにより中断したときに使用します。

「7 登録(入力)内容確認」

現在の登録(入力)内容を確認するときに使用します。

データ送信、送付票印刷を行うときに使用します。

「8 パスワード更新」

パスワードの有効期間は2年間です。定期的に変更してください。

2年間とは「発行日から」又は「変更時から」を指します。

3 - 2 更新申請データの入力（2）

令和5・6年度の登録内容が複写されています。

申請する業務によって、入力パターンが7とおりに分かれます。確認してください。

(1) 建設工事のみ申請 (2) 設計調査測量のみ申請 (3) 土木施設維持管理のみ申請

3-3 基本・共通情報	3-3 基本・共通情報	3-3 基本・共通情報
3-4 建設工事情報（共通）	3-6 設計・調査・測量情報（共通）	3-8 土木施設維持管理情報（共通）
3-5 建設工事情報（個別）	3-7 設計・調査・測量情報（個別）	3-9 土木施設維持管理情報（個別）

(4) 建設工事設計調査測量を申請 (5) 建設工事土木施設維持管理を申請 (6) 設計調査測量土木施設維持管理を申請

3-3 基本・共通情報	3-3 基本・共通情報	3-3 基本・共通情報
3-4 建設工事情報（共通）	3-4 建設工事情報（共通）	3-6 設計・調査・測量情報（共通）
3-5 建設工事情報（個別）	3-5 建設工事情報（個別）	3-7 設計・調査・測量情報（個別）
3-6 設計・調査・測量情報（共通）	3-8 土木施設維持管理情報（共通）	3-8 土木施設維持管理情報（共通）
3-7 設計・調査・測量情報（個別）	3-9 土木施設維持管理情報（個別）	3-9 土木施設維持管理情報（個別）

(7) 全ての業務を申請

3-3 基本・共通情報
3-4 建設工事情報（共通）
3-5 建設工事情報（個別）
3-6 設計・調査・測量情報（共通）
3-7 設計・調査・測量情報（個別）
3-8 土木施設維持管理情報（共通）
3-9 土木施設維持管理情報（個別）

入力時の注意！

建設工事情報（個別）

設計・調査・測量情報（個別）

土木施設維持管理情報（個別）

上記の個別情報は、申請する自治体ごとの入力が必要です。

そのため、申請する自治体の数だけ、繰り返し入力する必要があります。

3 - 3 基本・共通情報の入力（1）

基本・共通情報（1）～（6）入力時の共通ルール

- 1 入力欄の横に が付いている項目は、入力必須項目です。
- 2 入力可能な文字は、JIS規格の第1水準、第2水準と定められている文字に限りま
す。それ以外の漢字（外字等）を使用している場合は、他の平易な漢字、カタカナ等
で入力してください。

【例】 高 高 崎 崎 橋 橋 吉 吉

更新申請書作成

次の事項について必要部分を入力後、画面の一番下にある「保存して次へ」ボタンをクリックしてください。

申請年度	* 令和7年・8年
法人又は個人の区分	* <input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人
業者区分	* <input checked="" type="radio"/> 一般業者 <input type="radio"/> 経常JV
申請区分	更新申請
操作マニュアル(手引)を参照しながら必要部分を入力修正してください。	

申請年度、区分等	
申請年度	「令和7年・8年」と表示されていることを確認してください。
法人又は個人の区分	「法人」又は「個人」が選択されていることを確認してください。
業者区分	「一般業者」が選択されていることを確認してください。
申請区分	「更新申請」と表示されていることを確認してください。

	操作マニュアル(手引)を参照しながら必要部分を入力修正してください。 グレー部分は入力修正できません。																																																																			
	<p>[申請自治体・区分]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建設工事</th> <th>設計測量</th> <th>維持管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>埼玉県</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>さいたま市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>川崎市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>熊谷市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>川口市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>行田市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>秩父市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>所沢市</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>飯能市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>加須市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>本庄市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>東松山市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>春日部市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>狭山市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>羽生市</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>鴻巣市</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table>		建設工事	設計測量	維持管理	埼玉県	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	さいたま市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	川崎市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	熊谷市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	川口市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	行田市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	秩父市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所沢市	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	飯能市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	加須市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本庄市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東松山市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	春日部市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	狭山市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	羽生市	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	鴻巣市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	建設工事	設計測量	維持管理																																																																	
埼玉県	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																	
さいたま市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
川崎市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
熊谷市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
川口市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
行田市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
秩父市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
所沢市	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																	
飯能市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
加須市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
本庄市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
東松山市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
春日部市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
狭山市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	
羽生市	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																	
鴻巣市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																	

申請希望自治体等	
申請希望自治体・区分	<ul style="list-style-type: none"> ・既に登録されている自治体及び業務区分には「レ」が入力されています。再度、申請自治体及び業務を確認してください。 ・新たに申請自治体及び業務を追加する場合、該当自治体の業務区分に「レ」を入力してください。 ・今回から申請自治体及び業務を削除する場合、該当自治体の業務区分から「レ」を削除してください。

3 - 3 基本・共通情報の入力 (2)

商号等	商号又は名称 (全角カナ)	★ ニュウサツシンサカテストデータ (株式会社等法人の種類を表す文字は記入不要)
	商号又は名称	★ 入札審査課テストデータ株式会社 (株式会社等法人の種類を表す文字は略さず記入する)
	法人番号	★ 3921800325275
	代表者役職名 (謄本どおり)	★ 代表取締役
	代表者氏名 (全角カナ)	★ シンサタロウ (姓と名前は空けずに入力)
	代表者氏名	★ 審査太郎 (姓と名前は空けずに入力)
	電話番号	★ 043-630-5771 (市外局番から「-」で区切り記入)
	ファクシミリ番号	★ 043-630-4914 (市外局番から「-」で区切り記入)

商号等		
商号又は名称 (全角カナ)	全角カナ 大文字カナ 30文字以内	・ 全て、全角及び大文字のカナで入力してください。また、法人の種類を表す名称(例:カブシキガイシャ等)は省略してください。 【例】H・G株式会社 エツチジー
商号又は名称	全角30文字以内	・ 履歴(現在)事項全部証明書どおり(法人の種類を表す名称を省略せず)に入力してください。また、会社名との間は空けずに入力してください。 【例】(株) 株式会社 入力時の共通ルールを確認してください。
法人番号	半角13文字	・ 法人番号指定通知書のとおりに入力してください。なお、同一法人の複数の事業所(本店、支店、事業所、営業所)で申請する場合、法人番号は同じです。
代表者役職名 (謄本どおり)	全角30文字以内	・ 履歴(現在)事項全部証明書どおりに入力してください。 ・ 個人事業者は「代表者」と入力してください。
代表者氏名 (全角カナ)	全角カナ 大文字カナ 30文字以内	・ 姓と名の間は、空けないで入力してください。 ・ 全て、 全角及び大文字のカナ で入力してください。 【例】入札太郎 ニュウサツタロウ
代表者氏名	全角20文字以内	・ 姓と名の間は、空けないで入力してください。 入力時の共通ルールを確認してください。
電話番号	半角13文字以内	・ 本店(主たる営業所)の番号を入力してください。 ・ 市外局番から「-」半角ハイフンで区切って入力してください。
ファクシミリ番号	半角13文字以内	・ 市外局番から「-」半角ハイフンで区切って入力してください。

3 - 3 基本・共通情報の入力 (3)

申請事業所情報	事業所名	★ 本店
	郵便番号	★ 330 - 9901
	都道府県名	★ 埼玉県
	市町村名 (埼玉県内のみ)	さいたま市 市区町村選択
	字等 (埼玉県外の場合は区市町村から)	★ 浦和区高砂〇-〇-〇 (丁目、番地は「- (ハイフン)」で区切り記入)
	ビル名	
	代表者役職名	★ 代表取締役
	代表者氏名 (全角カナ)	★ シンサタロウ (姓と名前は空けずに入力)
	代表者氏名	★ 審査太郎 (姓と名前は空けずに入力)
	電話番号	★ 048-630-5771 (市外局番から「- (ハイフン)」で区切り記入)
ファクシミリ番号	(市外局番から「- (ハイフン)」で区切り記入)	
電子メールアドレス		

申請事業所情報		
事業所名	全角30文字以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本店……………本店、本社で申請する場合 ・ 支店、 営業所…代理人で申請する場合 ・ 部……………本店内で代理人を選定する場合 契約権限が代表取締役ではなく、本店内の 部長に委任する場合 A支店 B支店のように、異なる事業所へ契約権限を変更する場合は、今回の更新申請では変更できない場合があります。埼玉県入札審査課へ確認してください。
郵便番号	半角	申請する事業所の郵便番号を入力してください。(本店で申請であれば本店の住所を入力。 支店で申請であれば支店の住所を入力。)
都道府県名		で選択してください。
市町村名	埼玉県内	「市区町村選択」ボタンで選択してください。
	埼玉県外	「字等」欄に直接、入力してください。
字等 (埼玉県外の場合は区市町村から)	全角40文字以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丁目、番、号、番地は「 - 」全角ハイフンを使用してください。 【例】 1丁目2番地3号 1 - 2 - 3 ・ 大字、字を省略してください。
ビル名	全角30文字以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ スペースを入力しないでください。 ・ 原則として「号」、「号室」は省略してください。 【例】 ビル 101号 ビル - 101 ビル 101号室 ビル - 101 ビル2号棟 101号室 ビル2号棟 - 101
代表者役職名	全角30文字以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請事業所の代表者(契約権者)の役職名を入力してください。 ・ 本店で申請の場合 代表取締役 ・ 支店、営業所等で申請の場合 支店長、 営業所長等 ・ 個人事業者は「代表者」と入力してください。
代表者氏名 (全角カナ)	全角カナ 大文字カナ 20文字以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姓と名の間は、空けなくて入力してください。 ・ 全て、全角及び大文字のカナで入力してください。 【例】入札太郎 ニユウサツタロウ
代表者氏名	全角20文字以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姓と名の間は、空けなくて入力してください。 入力時の共通ルールを確認してください。
電話番号	半角13文字以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市外局番から「 - 」半角ハイフンで区切って入力してください。
ファクシミリ番号	半角13文字以内	
電子メールアドレス	半角	

3 - 3 基本・共通情報の入力（4）

本店又は主たる営業所の所在地	都道府県名	★ 埼玉県
	市町村名（埼玉県内のみ）	さいたま市
	字等（埼玉県外の場合は区市町村から）	浦和区高砂〇-〇-〇
	ビル名	本店ビル名テスト
個人の場合	破産の有無	★ <input checked="" type="radio"/> 無し <input type="radio"/> 有り
	所属事業所・部課係名	★ 資格審査担当
申請事務担当者	担当者氏名	★ 審査次郎
	電話番号	★ 048-380-5771
	ファクシミリ番号	
	電子メールアドレス	
	行政書士氏名	
	行政書士連絡先電話番号	
	行政書士連絡先ファクシミリ番号	

本店又は主たる営業所の所在地	
建設工事の場合	建設業法上の主たる営業所の所在地を入力してください。
設計・調査・測量の場合	本店所在地を入力してください。（原則、履歴事項全部証明書どおりの住所）
土木施設維持管理の場合	本店所在地を入力してください。（原則、履歴事項全部証明書どおりの住所）
都道府県名	で選択してください。
市町村名	埼玉県内 「市区町村選択」ボタンで選択してください。 埼玉県外 「字等」欄に直接、入力してください。
字等（埼玉県外の場合は区市町村から）	全角40文字以内 ・ 丁目、番、号、番地は「-」全角ハイフンを使用してください。 【例】 1丁目2番地3号 1-2-3 ・ 大字、字を省略してください。
ビル名	全角30文字以内 ・ スペースを入力しないでください。 【例】 ビルA 101号 ビルA-101

個人の場合	
破産の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業者の場合 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない場合は、“無し”を選択してください。 “有り”の場合は、申請することができません。 ・ 法人の場合 “無し”を選択してください。

申請事務担当者	
申請事務担当者とは・・・この申請に関する問合せに対応できる者を指します。	
所属事業所・部課所名	全角20文字以内 ・ スペースを入力しないでください。 行政書士が代理申請する場合でも、申請事業者の情報を入力してください。
担当者氏名	全角20文字以内 ・ 姓と名の間は、空けないで入力してください。 入力時の共通ルールを確認してください。 行政書士が代理申請する場合でも、申請事業者の情報を入力してください。
電話番号	半角13文字以内 行政書士が代理申請する場合でも、申請事業者の情報を入力してください。
ファクシミリ番号	半角13文字以内 行政書士が代理申請する場合でも、申請事業者の情報を入力してください。
電子メールアドレス	半角 ・ 申請データ送信後、こちらに入力されているアドレス宛に書類提出方法の案内が届きます。 ・ 入札参加資格申請事務を行政書士が行う場合、原則行政書士のメールアドレスを登録してください。 名簿有効後（令和7年4月1日以降）の変更申請等を申請事業者が行う場合、令和7年4月1日以降にメールアドレスを申請事業者のものに変更する申請をしてください。
行政書士名	全角20文字以内
行政書士連絡先電話番号	半角13文字以内
行政書士連絡先ファクシミリ番号	半角13文字以内

3 - 3 基本・共通情報の入力 (5)

障害者雇用状況	障害者雇用人数	★0	人
	法定雇用義務の有無	★	<input checked="" type="radio"/> 無し <input type="radio"/> 有り
	法定雇用率達成状況	★	<input checked="" type="radio"/> 未達成 <input type="radio"/> 達成
ISO9000シリーズ	取得の有無	★	<input type="radio"/> 無し <input checked="" type="radio"/> 有り
	認証機関名	○	認証機関
	登録番号		1234567890
	取得又は更新年月日		20130401
ISO14000シリーズ	取得の有無	★	<input checked="" type="radio"/> 無し <input type="radio"/> 有り
	認証機関名	○	認証機関
	登録番号		
	取得又は更新年月日		

障害者雇用状況				
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく「障害者雇用状況報告書の提出義務(法定雇用義務)の有無」及び「障害者を雇用しているか」によって入力内容が異なります。 基準日(令和6年6月1日)				
入力パターン及び提出書類は、次のいずれかです。				
	雇用人数	法定雇用義務	達成状況	提出書類等
パターンA	1人以上	有り	達成	障害者雇用状況報告書の写し
パターンB			未達成	障害者雇用状況報告書の写し
パターンC	0人	無し	達成	様式B-5
パターンD		有り	未達成	提出書類不要
パターンE		無し	未達成	提出書類不要

「障害者雇用状況報告書」の提出義務(法定雇用義務)のある者・・・令和6年6月1日時点での従業員数の総数が40人以上の事業者。

障害者雇用人数	半角	・ 実人数を入力してください。
法定雇用義務の有無		・ 上の表を参照の上、入力してください。
法定雇用率達成状況		・ 上の表を参照の上、入力してください。

ISO9000シリーズ、ISO14001シリーズ		
取得の有無		・ 申請業務に係る認証のみが対象です。 【例】「建設工事」の申請で「物品販売」での認証取得は対象外です。
認証機関名	全角30文字以内	・ 公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行した登録証のみが対象です。
登録番号	半角10文字以内	・ 「/」スラッシュを、「-」ハイフンに置き換えて入力してください。 ・ 10桁を超える場合は、「-」を省略して入力してください。
取得又は更新年月日	半角数字8文字	・ 取得年月日(更新している場合は更新年月日)を入力してください。 申請日現在で有効でなければなりません。 更新年月日が記載されていない場合には、有効期限から3年遡り1日加えた日付を入力してください。 【例】有効期限が2027年5月2日の場合 20240503 と入力。

3 - 3 基本・共通情報の入力 (6)

資本金 (千円)	★ 1000
自己資本額 (千円)	★ 1000
営業年数	★ 10 年

保存して次へ	メニューへ戻る
--------	---------

資本金、自己資本額、営業年数		
資本金 (千円)	半角数字	<p>『建設工事』のみ申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在、有効な経審(有効な経審が複数ある場合は、審査基準日が直近のもの)に記載されている金額及び年数を入力してください。 <p>『設計・調査・測量』、『土木施設維持管理』を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資本金」欄及び「自己資本額」欄 直近の決算日(決算手続きが完了したもの)の金額を入力してください。 ・「営業年数」欄 直近の決算日(決算手続きが完了したもの)において、申請業務のうち、営業年数の長いもの(ただし、休業等の期間を除く)を記入してください。
自己資本額 (千円)	半角数字	<p>『建設工事』を含む複数の業務を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資本金」欄及び「自己資本額」欄 直近の決算日(決算手続きが完了したもの)の金額を記入してください。 ・「営業年数」欄 前述 と を比べて、営業年数の長いもの(ただし、休業等の期間を除く)を記入してください。
営業年数	半角数字	<p>『建設工事』を含む複数の業務を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資本金」欄及び「自己資本額」欄 直近の決算日(決算手続きが完了したもの)の金額を記入してください。 ・「営業年数」欄 前述 と を比べて、営業年数の長いもの(ただし、休業等の期間を除く)を記入してください。

- ・ 入力内容を確認してください。
- ・ 【保存して次へ】をクリックしてください。

「建設工事」…………… 3 7 ページへ
「設計・調査・測量」…… 4 6 ページへ
「土木施設維持管理」…… 5 6 ページへ

3 - 4 建設工事情報（共通）の入力

建設工事情報登録（共通）

次の事項について必要部分を入力後、「保存して次へ」ボタンをクリックしてください。

区分	法人
許可番号	★ 99 - 第 999999 号
審査基準日	2010/4/1
監理技術者数	★ 0 人
建設業労働災害防止協会加入の有無	★ <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有

保存して次へ

メニューへ戻る

建設工事共通情報																																																		
許可番号（左欄）	半角数字 2 桁	<p>許可を受けた行政庁コードを入力してください。</p> <p>【参考】 許可行政庁（コードは下記を参照） 県知事許可 許可(般 - 30) 第123456号 この番号 ではありません</p> <table border="0"> <tr> <td>00 国土交通大臣</td> <td>16 富山県知事</td> <td>32 島根県知事</td> </tr> <tr> <td>01 北海道知事</td> <td>17 石川県知事</td> <td>33 岡山県知事</td> </tr> <tr> <td>02 青森県知事</td> <td>18 福井県知事</td> <td>34 広島県知事</td> </tr> <tr> <td>03 岩手県知事</td> <td>19 山梨県知事</td> <td>35 山口県知事</td> </tr> <tr> <td>04 宮城県知事</td> <td>20 長野県知事</td> <td>36 徳島県知事</td> </tr> <tr> <td>05 秋田県知事</td> <td>21 岐阜県知事</td> <td>37 香川県知事</td> </tr> <tr> <td>06 山形県知事</td> <td>22 静岡県知事</td> <td>38 愛媛県知事</td> </tr> <tr> <td>07 福島県知事</td> <td>23 愛知県知事</td> <td>39 高知県知事</td> </tr> <tr> <td>08 茨城県知事</td> <td>24 三重県知事</td> <td>40 福岡県知事</td> </tr> <tr> <td>09 栃木県知事</td> <td>25 滋賀県知事</td> <td>41 佐賀県知事</td> </tr> <tr> <td>10 群馬県知事</td> <td>26 京都府知事</td> <td>42 長崎県知事</td> </tr> <tr> <td>11 埼玉県知事</td> <td>27 大阪府知事</td> <td>43 熊本県知事</td> </tr> <tr> <td>12 千葉県知事</td> <td>28 兵庫県知事</td> <td>44 大分県知事</td> </tr> <tr> <td>13 東京都知事</td> <td>29 奈良県知事</td> <td>45 宮崎県知事</td> </tr> <tr> <td>14 神奈川県知事</td> <td>30 和歌山県知事</td> <td>46 鹿児島県知事</td> </tr> <tr> <td>15 新潟県知事</td> <td>31 鳥取県知事</td> <td>47 沖縄県知事</td> </tr> </table>	00 国土交通大臣	16 富山県知事	32 島根県知事	01 北海道知事	17 石川県知事	33 岡山県知事	02 青森県知事	18 福井県知事	34 広島県知事	03 岩手県知事	19 山梨県知事	35 山口県知事	04 宮城県知事	20 長野県知事	36 徳島県知事	05 秋田県知事	21 岐阜県知事	37 香川県知事	06 山形県知事	22 静岡県知事	38 愛媛県知事	07 福島県知事	23 愛知県知事	39 高知県知事	08 茨城県知事	24 三重県知事	40 福岡県知事	09 栃木県知事	25 滋賀県知事	41 佐賀県知事	10 群馬県知事	26 京都府知事	42 長崎県知事	11 埼玉県知事	27 大阪府知事	43 熊本県知事	12 千葉県知事	28 兵庫県知事	44 大分県知事	13 東京都知事	29 奈良県知事	45 宮崎県知事	14 神奈川県知事	30 和歌山県知事	46 鹿児島県知事	15 新潟県知事	31 鳥取県知事	47 沖縄県知事
00 国土交通大臣	16 富山県知事	32 島根県知事																																																
01 北海道知事	17 石川県知事	33 岡山県知事																																																
02 青森県知事	18 福井県知事	34 広島県知事																																																
03 岩手県知事	19 山梨県知事	35 山口県知事																																																
04 宮城県知事	20 長野県知事	36 徳島県知事																																																
05 秋田県知事	21 岐阜県知事	37 香川県知事																																																
06 山形県知事	22 静岡県知事	38 愛媛県知事																																																
07 福島県知事	23 愛知県知事	39 高知県知事																																																
08 茨城県知事	24 三重県知事	40 福岡県知事																																																
09 栃木県知事	25 滋賀県知事	41 佐賀県知事																																																
10 群馬県知事	26 京都府知事	42 長崎県知事																																																
11 埼玉県知事	27 大阪府知事	43 熊本県知事																																																
12 千葉県知事	28 兵庫県知事	44 大分県知事																																																
13 東京都知事	29 奈良県知事	45 宮崎県知事																																																
14 神奈川県知事	30 和歌山県知事	46 鹿児島県知事																																																
15 新潟県知事	31 鳥取県知事	47 沖縄県知事																																																
許可番号（右欄）	半角数字 6 桁	6 桁の許可番号を入力してください。																																																
審査基準日		<p>・入力不要です。</p> <p>・初期画面では 5・6 年度申請受付時の審査基準日が表示されます。</p> <p>・全データ入力完了後、最新の日付に自動的に更新されます。</p>																																																
監理技術者数	半角数字	<p>・申請日現在、直接かつ恒常的な雇用関係にある者で、(一財)建設業技術者センターから「監理技術者資格証」の交付を受けた者の人数を入力してください。</p> <p>・人数は、法人全体の人数を入力してください。事業所の人数ではありません。</p> <p>・様式 B - 6 に貼付する監理技術者資格者証は、有効期間内かつ記載されている所属建設業者名が申請事業者名と一致しているものに限りです。</p>																																																
建設業労働災害防止協会加入の有無		<p>・申請日現在での、加入の「有」「無」にチェックしてください。</p> <p>・「有」を選択した場合、建設業労働災害防止協会加入証明書の提出が必要です。</p>																																																

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（1）

「3 - 3 基本・共通情報の入力(1)」で選択した自治体の欄に【申請】ボタンが表示されています。

- (1) 最初に【申請】ボタンが表示されている自治体のうち一番上に表示されている自治体（先頭自治体）の【申請】ボタンをクリックし、個別情報を更新してください。
- (2) 先頭自治体以外の自治体については、「次自治体」ボタン又は「前自治体」ボタンで移動して入力してください。

登録状況欄について

「登録済」 令和5・6年度に「建設工事」の登録がある場合

「未登録」 今回の更新申請で、新たに自治体を追加した場合

申請自治体選択（個別情報）

申請自治体	自治体個別情報	登録状況	
埼玉県	申請	登録済	<p>【変更申請を行う場合】 申請(修正)する自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。 修正がない場合は、先頭自治体の申請ボタンをクリックしてください。</p> <p>【更新申請を行う場合】 既に登録がある自治体は「登録済」、今回の更新申請で新たに追加した自治体は「未登録」と表示されています。 先頭自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。</p>
さいたま市			
川越市	申請	未登録	
熊谷市			
川口市			
行田市			

戻る

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（2）

申請を希望する自治体ごとの個別情報を入力します。入力の流れは次のとおりです。

- 1 本社情報、事業所情報
別冊5を確認しながら、必要に応じて ボタンで選択します。
- 2 納税状況
【未納なし】を選択します。
- 3 主要取引金融機関
法人としての主要取引金融機関名等を入力します。
- 4 予備欄 1
【法人...登記簿上と事実上の本店（主たる営業所）が異なる場合】
履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地と主たる営業所の所在地が異なる場合、履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地を記入してください。
【個人...事業主の住民登録上の住所と主たる営業所が異なる場合】
住民登録上の住所を記入してください。
所在地は都道府県名から記入してください。
- 5 申請自治体が複数ある場合、【複写】ボタンをクリックします。
- 6 予備欄 2～予備欄 10 に、別冊 5 を確認しながら、必要事項を入力します。
- 7 申請業種、受注希望工事、完工高の実績割合を入力（次ページ以降参照）します。

【複写】ボタンで複写されるのは、2、3、4、7の入力内容です。

建設工事情報登録（個別）

申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。

5
複 写
前自治体
次自治体

申請自治体:埼玉県

本社情報

地区コード

事業所情報

地区コード

地域区分

本社情報、事業所情報の入力内容は、自治体ごとに
異なります。別冊5を確認してください。

納税

納税状況★ 未納あり 未納なし 課税対象外

主要取引金融機関

金融機関名

支店等名

予備欄

予備欄1

予備欄2

予備欄3

予備欄4

予備欄5

予備欄6

予備欄 2～予備欄 10 の入力内容は、自治体ごとに異なります。
別冊 5 を確認してください。

申請業種名★	総合評定値	受注希望工事
土木事業	▼	設定
建築事業	▼	設定
管工事業	▼	設定
ほ装工事業	▼	設定
未選択	▼	設定

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（3）

先頭自治体の申請業種、受注希望工事（完工高の実績割合等を含む）を入力します。

入力前に確認！

- ・ 申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。
- ・ 他の事業所で申請した業種を、重ねて申請することができません。
- ・ 経審を受審していない業種を、申請することはできません。
- ・ 申請業種を削除する場合は、「申請業種名」欄で「未選択」を選択してください。
「受注希望工事」画面のデータを消去しただけでは、当該業種を削除できません。
- ・ 名簿有効期間中に、一部の自治体では一度申請した業種を変更することはできません。

申請業種名★	総合評定値	受注希望工事
土木工事業		設定
建築工事業		設定
管工事業		設定
舗装工事業		設定
未選択		設定

申請業種等	
申請業種名	・ ボタンで申請する業種を選択してください。
総合評定値	・ 入力不要です。(入力できません。)
受注希望工事	・ 【設定】ボタンを選択し必要事項を入力してください。 詳細は、次ページを確認してください。

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（4）

【入力例】 とび・土工事業に係る受注希望工事情報登録

必要事項を入力し、入力内容を確認したら【登録】ボタンをクリックしてください。

【閉じる】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。

受注希望工事情報登録（とび・土工事業）

次の事項について必要部分を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。

工事分類名	希望の有無	完工高の実績割合	資格情報	備考
鉄骨等組立架設工事	<input checked="" type="checkbox"/>	20 %		
ひき工事	<input checked="" type="checkbox"/>	20 %		
くい工事	<input type="checkbox"/>	%		
場所打ちくい工事	<input type="checkbox"/>	%		
土工	<input type="checkbox"/>	%		
コンクリート工事	<input checked="" type="checkbox"/>	15 %		
地盤改良工事	<input type="checkbox"/>	%		
吹付け工事	<input type="checkbox"/>	%		
道路付属物設置工事	<input type="checkbox"/>	%		
外構工事	<input type="checkbox"/>	%		
その他工事	<input type="checkbox"/>	%		
希望しない工事		45 %		
割合合計		100 %		

- ・最低1か所の工事分類名の「希望の有無」にチェックをつけてください。
- ・「希望の有無」にチェックをつけた工事分類名は、必ず数字(0~100)を入力してください。
- ・割合合計は0%、または100%になるように入力してください。
- ・希望無で実績のある工事については、「希望しない工事」の実績割合に合計値を入力してください。
- （「希望の有無」にチェックがついていない工事分類名に数字を入力しないでください）
- ・全ての工事分類を希望する場合、希望しない工事の完工高は入力なし又は0を入力してください。

登録
閉じる

受注希望工事情報登録	
希望の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請する工事にチェックをつけてください。 (最低1か所は、必ずチェックをつけてください。)
完工高の実績割合	<p style="margin: 0;">半角数字</p> <p style="margin: 0;">以下、のどちらか当てはまる方を参照のうえ入力してください。</p> <p style="margin: 0;">経審で「完成工事高」が「1以上」の業種を申請する場合</p> <p style="margin: 0;">申請業種の完成工事高を“100%”として、工事分類名の工事で按分した割合を入力してください。また、受注希望工事として申請しない工事に係る実績は、全て「希望しない工事」へ計上してください。</p> <p style="margin: 0;">工事分類を特定できない場合は、工事内容により按分し、それぞれの工事分類に計上してください。</p> <p style="margin: 0;">工事分類名の工事の実績高割合が“0%”でも申請することは可能です。その場合、希望の有無欄にチェックをし、実績割合は“0%”と入力してください。</p> <p style="margin: 0;">工事分類名ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算で按分し、合計が“100%”となるように入力してください。</p> <p style="margin: 0;">経審で「完成工事高」が「0」の業種を申請する場合</p> <p style="margin: 0;">希望の有無欄にチェックをした完工高の実績割合、希望しない工事、割合合計はすべて「0」としてください。</p> <p style="margin: 0;">経審の完工高が「0」の業種に「1以上」の実績割合が記入されていた場合、共同受付窓口で「0」に修正します。ご承知おきください。</p> <p style="margin: 0;">・ 完工高の実績割合は、申請時の経審に基づき登録します。名簿有効期間中、変更できません。</p>

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（5）

資格情報を入力すべき業種について

【入力例】 電気工事業に係る受注希望工事情報登録

受注希望工事情報登録（電気工事業）

次の事項について必要部分を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。

申請自治体：埼玉県

工事分類名	希望の有無	希望の業種別	資格情報	備考
総合電気設備工事	<input checked="" type="checkbox"/>	50	埼玉県知事12345	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」の整理番号を入力する
発電機設備工事	<input type="checkbox"/>			電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」の整理番号を入力する
送配電設備工事	<input type="checkbox"/>			
電気設備工事	<input type="checkbox"/>			電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」の整理番号を入力する
信号設備工事	<input type="checkbox"/>			電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」の整理番号を入力する
上下水道施設電気設備工事	<input type="checkbox"/>			
その他工事	<input type="checkbox"/>			
希望しない工事		50		
割合合計		100		

・最低1カ所の工事分類名の「希望の有無」にチェックをつけてください。
 ・「希望の有無」にチェックをつけた工事分類のみ、必ず数字(0～100)を入力してください。
 ・割合合計が20未満、または100にならないように入力してください。
 ・希望無き業種のある工事については、「希望しない工事」の業種割合に合計値を入力してください。
 ・「希望の有無」にチェックがついていない工事分類名に数字を入力しないでください。
 ・全ての工事分類を希望する場合、希望しない工事の完工率は入力なし又は0を入力してください。

登録 閉じる

受注希望工事情報登録（電気工事業）

資格情報	全角10文字以内	・ 次の表に掲げる受注希望工事を申請する際は、“資格情報（番号）”を入力してください。
------	----------	---

資格情報の入力・証明できる書類が必要な受注希望工事

業種名	受注希望工事名	資格情報	入力例
電気工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等の届出番号	埼玉県知事12345
	発電機設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管工事業	浄化槽工事	埼玉県に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」の届出番号	埼玉県知事12345
電気通信工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（アナログ第1種、A I第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、A I第2種、総合種、又はA I・D D総合種、総合通信）」の資格者証番号	A U 0 0 A 1 2 3 4 5
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（デジタル第1種、D D第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、D D第2種、総合種、又はA I・D D総合種、総合通信）」の資格者証番号	
消防施設工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状の交付番号	埼玉県知事12345
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状の交付番号	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状の交付番号	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	

書類の内容により資格情報が確認できない場合、当該受注希望工事を申請することはできません。
 詳しくは、申請の手引12～13ページ、別冊2を確認してください。

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（6）

- 1 先頭自治体への申請データ入力が終わったら【次自治体】ボタンをクリックし、未入力の自治体分の申請データを入力します。
- 2 全ての自治体への申請データの入力が終わったら【確認】ボタンをクリックします。
- 3 入力作業を中断するときは【一時保存】ボタンをクリックしてから【戻る】ボタン又は【メニューへ戻る】ボタンをクリックしてください。
 - 1 【戻る】ボタンをクリックすると「申請自治体選択（個別情報）」画面に戻ります。【一時保存】ボタンをクリックせずに【戻る】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。
 - 2 【メニューへ戻る】ボタンをクリックすると、メニュー画面に戻ります。【一時保存】ボタンをクリックせずに【戻る】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。

建設工事情報登録（個別）

申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。

複写 前自治体 次自治体 1

申請自治体:埼玉県

本社情報
地区コード

事業所情報
地区コード
地域区分

納税
納税状況★ 未納あり 未納なし 課税対象外

主要取引|金融機関
金融機関名
支店等名

予備欄

予備欄1	浦和区仲町〇-〇-〇
予備欄2	テストデータです。
予備欄3	0
予備欄4	
予備欄5	30
予備欄6	
予備欄7	
予備欄8	
予備欄9	
予備欄10	

申請業種名★	総合評定値	受注希望工事
土木工事業	▼	設定
とび・土工工事業	▼	設定
管工事業	▼	設定
ほね工事業	▼	設定
電気工事業	▼	設定

3 一時保存
2 確認
1 戻る
2 メニューへ戻る

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（7）

「申請書入力データ登録確認」画面に移ります。

- 1 基本・共通情報、建設工事情報（共通）、建設工事情報（個別）で入力した内容の確認をします。
 - 1 変更後（右側）には、追加、修正及び削除を行った項目が表示されます。
 - 2 変更後（右側）が空欄の場合は、変更前（左側）の情報がそのまま引き継がれます。（削除されたわけではありません。）
 - 3 受注希望工事や実績割合は【表示】ボタンをクリックして確認します。
- 2 確認が終わったら【登録】ボタンをクリックして、データを登録します。

申請書入力データ登録確認

内容が正しいことを確認したら、画面の一番下の「登録」ボタンをクリックしてください。

※本画面内の「変更後」欄は、申請内容であり審査結果ではありません。

なお、「変更後」欄には変更があったもののみを表示しています。

共通・基本情報登録確認 1114458149

申請年度	令和7年・8年		
法人又は個人の区分	法人		
業者区分	一般業者		
申請希望自治体		変更前	変更後
	建設工事	埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
	設計調査測量	埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
	土木施設維持管理	埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
商号等		変更前	変更後
	商号又は名称（全角カナ）	ニウサツシンサカテストデータ	
	商号又は名称（入札審査課テストデータ株式会社）		
	代表者役職名（原本どおり）	代表取締役	
	代表者氏名（全角カナ）	シンサタロウ 2	1、 2
	代表者氏名	審査太郎	
	電話番号	048-830-5771	
	ファクシミリ番号		
事業所名	本店		

変更後

申請業種名	総合評定値	受注希望工事
土木工事業		表示
建築工事業		表示
管工事業		表示
ほ装工事業		表示

2

印刷 登録 戻る メニューへ戻る

3

3 - 5 建設工事情報（個別）の入力（8）

建設工事の更新データ入力完了すると、データ入力完了画面に移ります。

1 申請業務が「建設工事」のみの場合

【メニューへ戻る】だけが表示されます。

【メニューへ戻る】をクリックし、登録(入力)内容の確認後、入力データを送信します。

(6 2 ページへ)

データ入力完了

・建設工事のデータの入力が完了しました。

メニューへ戻る

2 「設計・調査・測量」も申請する場合

【設計・調査・測量情報（共通）登録】ボタンをクリックし、入力を続けます。

(次ページへ)

データ入力完了

・建設工事のデータの入力が完了しました。

・設計・調査・測量の申請情報登録に進むには設計・調査・測量（共通）登録ボタンをクリックしてください。

設計・調査・測量情報（共通）登録

メニューへ戻る

3 申請業務が「建設工事」と「土木施設維持管理」の場合

【土木施設維持管理情報（共通）登録】ボタンをクリックし、入力を続けます。

(5 6 ページへ)

データ入力完了

・建設工事のデータの入力が完了しました。

・引き続き、土木施設維持管理の申請情報登録に進むには土木施設維持管理情報（共通）登録ボタンをクリックしてください。

土木施設維持管理情報（共通）登録

メニューへ戻る

メニューへ戻って登録(入力)内容の確認後、入力データを送信しないと申請は完了しません。(6 2 ページへ)

3 - 6 設計・調査・測量情報（共通）の入力（1）

申請事業所で取得している登録情報を入力してください。

なお、申請事業所では取得していないが、事業者（他の事業所）として取得しているものがある場合は、その登録情報を入力してください。（確認書類の提出が必要です。）

設計・調査・測量情報登録（共通）

次の事項について必要部分を入力後、画面の一番下にある「保存して次へ」ボタンをクリックしてください。

登録年月日					
登録業務名	部門	登録状況★	登録番号（全角）	登録機関名	登録年月日
測量業者登録	測量	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	第12345号(本店)	国土交通省〇〇地方整備局	20150101
建築士事務所登録	建築関連コンサルタント	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	第98765号(本店)	埼玉県知事	20150101
地質調査	地質調査	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無			
土地調査	土地調査	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無			
土地評価	土地評価	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無			

登録番号等		
登録状況		<ul style="list-style-type: none"> 登録の有無を選択してください。 登録通知書、登録証明書、更新通知書等に記載されている番号を入力してください。
登録番号（全角）	全角20文字以内	<ul style="list-style-type: none"> 測量業登録及び建築士事務所登録は、申請事業所名を登録番号の後ろの（ ）に入力してください。 なお、申請事業所で測量業登録及び建築士事務所登録はないが、他に登録が有る事業所があり、その事業所が当該業務で申請しているような場合は、その事業所名を登録番号の後ろの（ ）に入力してください。 失効している登録情報は、削除してください。
	入力例	
	測量業者登録	第 × × 号（本店又は 支店等）
	建築士事務所登録	第 号（本店又は 支店等）
	地質調査登録	質 第 × 号
	補償コンサルタント登録	補 第 × × 号
	建設コンサルタント登録	建 第 × 号
	不動産鑑定業者登録	第 × 号
計量証明事業登録	第 × × 号	
登録機関名	全角20文字以内	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省関東地方整備局、埼玉県知事 等
登録年月日	半角数字 8 文字	<ul style="list-style-type: none"> 更新している場合は、更新後の登録年月日を入力してください。 西暦で入力してください。 入力例：2024年7月1日 20240701
		<ul style="list-style-type: none"> 計量証明事業者登録などで、複数登録がある場合は、最も古い日付を入力してください。

3 - 6 設計・調査・測量情報（共通）の入力（2）

職員数表

申請業務に係る常勤役員・使用人			申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人		総職員数
技術職員★	その他★	計			
10	5	15	15	30	人

実績情報

年間平均業務実績高（千円）★	1,2345
----------------	--------

A → (points to the '技術職員' cell in the staff table)
 B → (points to the 'その他' cell in the staff table)

職員数表（審査基準日現在の情報を入力してください）			
設計・調査・測量における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。			
申請業務に係る常勤役員・使用人	技術職員 (A)	半角数字	<ul style="list-style-type: none"> ・「設計・調査・測量」業務に係る技術職員の人数（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）を入力してください。 ・ 営業所で申請する場合でも、会社全体の人数を入力してください。 ・ 「設計・調査・測量」以外の業務（「建設工事」等）を申請している場合、他の業務に計上した人数は含めないでください。
	その他 (B)	半角数字	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「設計・調査・測量」業務に係る技術職員以外（技術職員以外の常勤役員、経理従事者など）の人数を（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）入力してください。 ・ 「設計・調査・測量」以外の業務（「建設工事」等）も申請している場合、他の業務に計上した人数は含めないでください。
申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人		半角数字	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「設計・調査・測量」以外の業務（「建設工事」等）も申請している場合、他の業務に計上した人数を（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）入力してください。

実績情報（審査基準日現在の情報を入力してください）		
設計・調査・測量における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。		
年間平均業務実績高（千円）	半角数字	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「設計・調査・測量」業務に係る消費税抜きの実績高で、2年間（24か月）の平均を（千円未満切捨て）入力してください。

3 - 6 設計・調査・測量情報（共通）の入力（3）

技術職員等入力票						
技術職員一覧						
資格区分	資格コード	人数	資格区分	資格コード	人数	
技術士	土質及び基礎	DA	1	建築 建築施工管理技士	C1	5
	鋼構造及びコンクリート	DB	1	建築 建築士	C2	0
	都市計画及び地方計画	DC	0	建築 建築士1級	B1	10
	河川、砂防及び海岸	DD	1	建築 建築士2級	B2	0
	港湾及び空港	DE	0	建築 建築設備士	B4	0
	電力土木	DF	1	建築 その他の建築技術職員	B5	0
	道路	DG	0	電気 技術士(電気・電子部門)	DQ	0
	鉄道	DH	1	電気 電気工事士	I1	0
	トンネル	DI	1	電気 電気工事士1種	I2	0
	施工計画及び施工設備	DJ	0	電気 電気工事士2種	J2	0
	建設環境	DL	0	電気 電気工事施工管理技士1級	L1	0
	上水道及び工業用水道	DO	0	電気 電気工事施工管理技士2級	L2	0
	下水道	DP	0	電気 電気工事主任技術者1種	J1	0
				電気 電気工事主任技術者2種	J2	0
	RCCM	鉄道	PH	0	技術職員計	X1
トンネル		PI	0	不動産鑑定士	T1	3
施工計画及び施工設備		PJ	0	不動産鑑定士補	T2	0
建設環境		PL	0	土地家屋調査士	U1	2
上水道及び工業用水道		PO	0	補償業務管理士	R1	2
下水道		PP	0	その他の補償事務職員	W1	0
電気・電子部門		PQ	0	その他の事務職員(営業、経理等の担当者)	X2	7
機械部門		PR	0	事務職員計	X3	35
農業部門		PM	0			
森林部門		PN	0			
造園		PS	0			
水産部門		PT	0			
土木施工管理技士1級		A1	0			
土木施工管理技士2級		A2	0			
建設機械施工技士1級		H1	0			
建設機械施工技士2級	H2	0				
造園施工管理技士1級	G1	0				
造園施工管理技士2級	G2	0				
土地企画整理士	V1	0				
その他の土木技術職員	Z1	0				

1 「X1」の人数については、前ページ「職員数表」中のA以上になるようにして下さい。

2 「X2」の人数については、前ページ「職員数表」中のB以上になるようにして下さい。

保存して次へ メニューへ戻る

技術職員等入力票（審査基準日現在の情報を入力してください）		
設計・調査・測量における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。		
技術職員人数	半角数字	<ul style="list-style-type: none"> 前ページ「職員数表」中の「申請業務に係る常勤役員・使用人」(前ページのA及びBに計上した者)の資格ごとの内訳(延人数)を入力してください。 なお、Aの技術職員の内訳は「技術職員」欄に、Bのその他の内訳は「事務職員」欄に入力してください。 1人の技術職員が複数の資格を持っている場合は、持っている資格を全て計上してください。 【例】「道路」と「測量士」の両方の資格を持っている場合、それぞれの資格の人数に計上。 資格区分ごとに、延人数を入力してください。 また、合計職員数も延人数です。 1人の者が、等級が違う同種の資格を有している場合は、上位の資格を入力してください。

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（1）

「3 - 3 基本・共通情報の入力(1)」で選択した自治体の欄に【申請】ボタンが表示されています。

- (1) 最初に【申請】ボタンが表示されている自治体のうち一番上に表示されている自治体（先頭自治体）の【申請】ボタンをクリックし、個別情報を更新してください。
- (2) 先頭自治体以外の自治体については、「次自治体」ボタン又は「前自治体」ボタンで移動して入力してください。

登録状況欄について

「登録済」 令和5・6年度に「設計・調査・測量」の登録がある場合

「未登録」 今回の更新申請で、新たに自治体を追加した場合

申請自治体選択（個別情報）

申請自治体	自治体個別情報	登録状況
埼玉県	申請	登録済
さいたま市		
川越市	申請	未登録
熊谷市		
川口市		
行田市		

戻る

【変更申請を行う場合】
申請(修正)する自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。
修正がない場合は、先頭自治体の申請ボタンをクリックしてください。

【更新申請を行う場合】
既に登録がある自治体は「登録済」、今回の更新申請で新たに追加した自治体は「未登録」と表示されています。
先頭自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（2）

申請を希望する自治体ごとの個別情報を入力します。入力の流れは次のとおりです。

- 1 本社情報、事業所情報
別冊5を確認しながら、必要に応じて ボタンで選択します。
- 2 納税状況
【未納なし】を選択します。
- 3 主要取引金融機関
法人としての主要取引金融機関名等入力します。
- 4 予備欄1
【法人...登記簿上と事実上の本店（主たる営業所）が異なる場合】
履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地と主たる営業所の所在地が異なる場合、履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地を記入してください。
【個人...事業主の住民登録上の住所と主たる営業所が異なる場合】
住民登録上の住所を記入してください。
所在地は都道府県名から記入してください。
- 5 申請自治体が複数ある場合、【複写】ボタンをクリックします。
- 6 予備欄2～予備欄10に、別冊5を確認しながら、必要事項を入力します。

【複写】ボタンで複写されるのは、下図の2、3、4及び51、52ページの入力内容です。

資格審査申請業務、受注希望業務、実績割合を入力（次ページ以降参照）します。

「建設工事」を申請している場合は、「3 - 5 . 建設工事情報(個別)の入力(2)」で登録した内容が表示されています。

設計・調査・測量情報登録（個別）

申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。
画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。

5

複写

前自治体

次自治体

申請自治体:埼玉県

本社情報

地区コード

事業所情報

地区コード

地域区分

本社情報、事業所情報の入力内容は、自治体ごとに
異なります（別冊5を確認してください。）。 1

納税

納税状況 未納あり 未納なし 課税対象外 2

主要取引金融機関

金融機関名

◎◎銀行 3

支店等名

県庁支店

予備欄

予備欄1

浦和区仲町〇-〇-〇 4

予備欄2

テストデータです。

予備欄3

〇

予備欄4

予備欄2～予備欄10の入力内容は、自治体ごとに異なります。
別冊5を確認してください。 6

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（3）

先頭自治体の資格審査申請業務等を入力します。

資格審査申請業務		
登録業務名	登録状況	資格審査申請業務★
測量業者登録	有	申請する ▼
建築士事務所登録	有	申請する ▼
地質調査		申請しない ▼
補償コンサルタント登録		申請しない ▼
建設コンサルタント登録		申請しない ▼
その他		申請しない ▼
内容: _____		

関連(系列)業者情報	
関連 (系列) 建設業者 1	_____
関連 (系列) 建設業者 2	_____
関連 (系列) 建設業者 3	_____
関連 (系列) 建設業者 4	_____

資格審査申請業務		
登録状況	入力できません	・ 「3 - 6 設計・調査・測量情報(共通)の入力(1)」の入力内容が反映されます。
資格審査申請業務		・ ボタンで選択してください。 ・ 「測量」及び「建築士事務所登録のうちの建築意匠」業務は、申請事業所が登録されていないと申請できません。
その他	全角30文字以内	・ 具体的な業務内容を入力してください。 【例】資料整備、不動産鑑定など

関係(系列)業者情報		
関連(系列)業者情報	全角15文字以内	申請事業者と関連する(系列)業者が、建設産業関連の業務(建設業務、建設関係設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務)を行っている場合で、次のいずれかに該当するときは、当該業者名を(4者まで)入力してください。
		・ 当該業者の発行済株式総数の100分の50以上を有しているとき
		・ 当該業者の出資総額の100分の50以上を有しているとき
		・ 当該業者の代表権を有している役員がいるとき
		・ 当該業者と特別な提携関係があるとき

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（4）

先頭自治体の希望業務等入力票に、必要事項を入力します。

入力前に確認！

- ・「測量」及び「建築士事務所登録のうちの建築意匠」業務は、申請事業所が登録されていないと申請できません。
- ・他の事業所で申請した業務を、重ねて申請することはできません。
- ・一度申請した業務を抹消し、抹消後に再度、当該業務を申請することはできません。
- ・会社(法人)、事業主(個人事業者)の代理人として申請することができるのは、5名までです。
- ・申請業務を削除する場合は、「資格審査申請業務」欄で「申請しない」を選択してください。

業務分類名/業務コード	実績割合	希望	業務分類名/業務コード	実績割合	希望
測量一般3000	10	<input checked="" type="checkbox"/>	河川 7000	0	<input type="checkbox"/>
地図の調整3010	10	<input checked="" type="checkbox"/>	砂防 7001	0	<input type="checkbox"/>
航空測量3020	10	<input checked="" type="checkbox"/>	ダム 7002	0	<input type="checkbox"/>
居住施設4000	5	<input checked="" type="checkbox"/>	港湾及び空港 7010	0	<input type="checkbox"/>
学校施設4001	5	<input checked="" type="checkbox"/>	電力土木 7020	0	<input type="checkbox"/>
			建設環境 7030	0	<input type="checkbox"/>
			環境設備 7171	0	<input type="checkbox"/>
			その他の建設コンサルタント 7900	0	<input type="checkbox"/>
			資料整備 8000	0	<input type="checkbox"/>
			その他 8001	0	<input type="checkbox"/>
			申請地方公共団体内営業所の業務実績高の割合 0000	100	<input type="checkbox"/>

希望業務等入力票（審査基準日現在の情報を入力してください）																								
設計・調査・測量における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。																								
実績割合	半角数字	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分類ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が100%となるように入力してください。（『設計・調査・測量』業務としての売上げ実績がない場合は、合計が“0%”と入力してください。） ・希望しない業務で実績がある場合でも、実績割合を入力してください。希望する業務で実績がない場合は“0%”を入力してください。 ・「申請地方公共団体内営業所の業務実績高の割合」欄は、審査基準日からさかのぼって2年間（24か月）の「設計・調査・測量業務に係る年間平均業務実績高」に占める「申請地方公共団体内に所在する営業所（本店も含む。）の年間平均業務実績高」の割合を入力してください。 																						
		<p>【例：法人全体の売上が2億円の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">売上実績</th> <th colspan="2">申請自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店（川越市 4千万）</td> <td></td> <td>川越市</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>A支店（川口市 2千万）</td> <td></td> <td>川口市</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>B支店（所沢市 4千万）</td> <td></td> <td>所沢市</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>埼玉県</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>C支店（埼玉県外 1億）</td> <td></td> <td>上記以外</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	売上実績		申請自治体		本店（川越市 4千万）		川越市	20%	A支店（川口市 2千万）		川口市	10%	B支店（所沢市 4千万）		所沢市	20%			埼玉県	50%	C支店（埼玉県外 1億）	
売上実績		申請自治体																						
本店（川越市 4千万）		川越市	20%																					
A支店（川口市 2千万）		川口市	10%																					
B支店（所沢市 4千万）		所沢市	20%																					
		埼玉県	50%																					
C支店（埼玉県外 1億）		上記以外	0%																					
希望		<ul style="list-style-type: none"> ・希望する業務にチェックを入力してください。 ・希望する業務は、<別表2>「設計・調査・測量」業務コード表を参照し入力してください。 ・「その他」の「資料整備」にチェックを入力した場合、前ページ「資格審査申請業務」中の「その他」の内容に「資料整備」と入力してください。 																						

3 - 7 設計・調査・測量情報（個別）の入力（7）

設計・調査・測量の更新データ入力完了すると、この画面に移ります。

1 申請業務が「設計・調査・測量」のみの場合

【メニューへ戻る】だけが表示されます。

【メニューへ戻る】をクリックし、登録(入力)内容の確認後、入力データを送信します。

(6 2 ページへ)

データ入力完了

・設計・調査・測量のデータの登録が完了しました

メニューへ戻る

2 申請業務が「建設工事」と「設計・調査・測量」の場合

【メニューへ戻る】だけが表示されます。

【メニューへ戻る】をクリックし、登録(入力)内容の確認後、入力データを送信します。

(6 2 ページへ)

データ入力完了

・設計・調査・測量のデータの登録が完了しました

メニューへ戻る

3 「土木施設維持管理」も申請する場合

【土木施設維持管理情報（共通）登録】ボタンをクリックし、入力を続けます。

(次ページへ)

データ入力完了

・設計・調査・測量のデータの登録が完了しました

・引き続き、土木施設維持管理の申請情報登録に進むには土木施設維持管理情報（共通）登録ボタンをクリックしてください。

土木施設維持管理情報（共通）登録

メニューへ戻る

メニューへ戻って登録(入力)内容の確認後、入力データを送信しないと申請は完了しません。(6 2 ページへ)

3 - 8 土木施設維持管理情報（共通）の入力

土木施設維持管理情報登録（共通）

次の事項について必要部分を入力後、「保存して次へ」ボタンをクリックしてください。

職員数表				
申請業務に係る常勤役員・使用人			申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人	
技術職員	その他	計	技術職員	その他
1	1	2	28	30

実績情報

年間平均業務実績高（千円） ★ 2000

保存して次へ メニューへ戻る

職員数表（審査基準日現在の情報を入力してください）		
土木施設維持管理における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。		
申請業務に係る常勤役員・使用人	技術職員（A）	半角数字 ・「土木施設維持管理」業務に係る技術職員の人数（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）を入力してください。 ・営業所で申請する場合でも、会社全体の人数を入力してください。 ・「土木施設維持管理」以外の業務（「建設工事」等）を申請している場合、他の業務に計上した人数は含めないでください。
	その他（B）	半角数字 ・「土木施設維持管理」業務に係る技術職員以外（技術職員以外の常勤役員、経理従事者など）の人数を（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）入力してください。 ・「土木施設維持管理」以外の業務（「建設工事」等）も申請している場合、他の業務に計上した人数は含めないでください。
申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人	半角数字	・「土木施設維持管理」以外の業務（「建設工事」等）も申請している場合、他の業務に計上した人数を（非常勤役員や非常勤職員、アルバイトは除きます。）入力してください。

実績情報（審査基準日現在の情報を入力してください）	
土木施設維持管理における審査基準日とは、決算手続が完了している直近の決算日のこと。	
年間平均業務実績高（千円）	半角数字 ・「土木施設維持管理」業務に係る消費税抜きの実績高で、2年間（24か月）の平均を（千円未満切捨て）入力してください。

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（1）

「3 - 3 基本・共通情報の入力(1)」で選択した自治体の欄に【申請】ボタンが表示されています。

- (1) 最初に【申請】ボタンが表示されている自治体のうち一番上に表示されている自治体（先頭自治体）の【申請】ボタンをクリックし、個別情報を更新してください。
- (2) 先頭自治体以外の自治体については、「次自治体」ボタン又は「前自治体」ボタンで移動して入力してください。

登録状況欄について

「登録済」 令和5・6年度に「土木施設維持管理」の登録がある場合

「未登録」 今回の更新申請で、新たに自治体を追加した場合

申請自治体選択（個別情報）

申請自治体	自治体個別情報	登録状況
埼玉県	申請	登録済
さいたま市		
川越市	申請	未登録
熊谷市		
川口市		
行田市		

[戻る](#)

【変更申請を行う場合】
申請(修正)する自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。
修正がない場合は、先頭自治体の申請ボタンをクリックしてください。

【更新申請を行う場合】
既に登録がある自治体は「登録済」、今回の更新申請で新たに追加した自治体は「未登録」と表示されています。
先頭自治体の「申請」ボタンをクリックし、個別情報を入力してください。

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（2）

申請を希望する自治体ごとの個別情報を入力します。入力の流れは次のとおりです。

- 1 本社情報、事業所情報
別冊5を確認しながら、必要に応じて ボタンで選択します。
- 2 納税状況
【未納なし】を選択します。
- 3 主要取引金融機関
法人としての主要取引金融機関名等入力します。
- 4 予備欄1
【法人...登記簿上と事実上の本店（主たる営業所）が異なる場合】
履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地と主たる営業所の所在地が異なる場合、履歴（現在）事項全部証明書に記載された本店所在地を記入してください。
【個人...事業主の住民登録上の住所と主たる営業所が異なる場合】
住民登録上の住所を記入してください。
所在地は都道府県名から記入してください。
- 5 申請自治体が複数ある場合、【複写】ボタンをクリックします。
- 6 予備欄2～予備欄10に、別冊5を確認しながら、必要事項を入力します。

【複写】ボタンで複写されるのは、下図の2、3、4と次ページの入力内容です。

資格審査申請業務を入力（次ページ）します。

既に申請している業務がある場合は、当該業務で登録した内容が表示されています。

土木施設維持管理情報登録（個別）

申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。

5

申請自治体:埼玉県

本社情報
地区コード ▼

事業所情報
地区コード ▼
地域区分 ▼

1 本社情報、事業所情報の入力内容は、自治体ごとに異なり（別冊5を確認してください。）。 1

納税
納税状況★ 未納あり 未納なし 課税対象外 2

主要取引金融機関
金融機関名 ◎◎銀行 3
支店等名 県庁支店

予備欄
予備欄1 浦和区仲町〇-〇-〇 4
予備欄2 テストデータです。
予備欄3 0
予備欄4

6 予備欄2～予備欄10の入力内容は、自治体ごとに異なります。別冊5を確認してください。 6

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（3）

資格審査申請業務を入力します。

入力前に確認！

- ・ 他の事業所で申請した業務を、重ねて申請することはできません。
- ・ 一度申請した業務を抹消し、抹消後に再度、当該業務を申請することはできません。
- ・ 会社(法人)、事業主(個人事業者)の代理人として申請することができるのは、1名です。
- ・ 申請業務を削除する場合は、「資格審査申請業務」欄で「申請しない」を選択してください。

資格審査申請業務			
道路★	河川★	苑地★	下水道★
申請する ▼	申請する ▼	申請しない ▼	申請しない ▼
一時保存	確認	戻る	メニューへ戻る

資格審査申請業務		
資格審査申請業務	道路 河川 苑地 下水道	・ ボタンで選択してください。

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（4）

- 1 先頭自治体への申請データ入力が終わったら【次自治体】ボタンをクリックし、未入力の自治体分の申請データを入力します。
- 2 全ての自治体への申請データの入力が終わったら【確認】ボタンをクリックします。
- 3 入力作業を中断するときは【一時保存】ボタンをクリックしてから【戻る】ボタン又は【メニューへ戻る】ボタンをクリックしてください。
 - 1 【戻る】ボタンをクリックすると「申請自治体選択（個別情報）」画面に戻ります。【一時保存】ボタンをクリックせずに【戻る】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。
 - 2 【メニューへ戻る】ボタンをクリックすると、メニュー画面に戻ります。【一時保存】ボタンをクリックせずに【戻る】ボタンをクリックすると、入力内容は保存されません。

土木施設維持管理情報登録（個別）

申請（修正）が必要な全ての自治体について次の事項を入力後、画面の一番下にある「確認」ボタンをクリックしてください。画面の一番下にある「戻る」ボタンや「メニューへ戻る」ボタンで入力を中断すると、入力内容は保存（更新）されません。

複 写 前自治体 **次自治体** 1

申請自治体:埼玉県

本社情報

地区コード

事業所情報

地区コード

地域区分

納税

納税状況★ 未納あり 未納なし 課税対象外

主要取引金融機関

金融機関名 ◎◎銀行
支店等名 県庁支店

子備欄

子備欄1	浦和区仲町〇-〇-〇
子備欄2	テストデータです。
子備欄3	0
子備欄4	
子備欄5	30
子備欄6	
子備欄7	
子備欄8	
子備欄9	
子備欄10	

資格審査申請業務

道路★ 河川★ 発地★ 下水道★
申請する 申請する 申請しない 申請しない

一時保存 確認 戻る メニューへ戻る

3 2 1 2

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（5）

「申請書入力データ登録確認」画面に移ります。

- 1 基本・共通情報、土木施設維持管理情報(共通)、土木施設維持管理情報(個別)で入力した内容の確認をします。
 - 1 変更後(右側)には、追加、修正及び削除を行った項目が表示されます。
 - 2 変更後(右側)が空欄の場合は、変更前(左側)の情報がそのまま引き継がれます。(削除されたわけではありません。)
- 2 確認が終わったら【登録】ボタンをクリックして、データを登録します。

申請書入力データ登録確認

内容が正しいことを確認したら、画面の一番下の「登録」ボタンをクリックしてください。
 ※本画面内の「変更後」欄は、申請内容であり審査結果ではありません。
 なお、「変更後」欄には変更があったもののみを表示しています。

共通・基本情報登録確認 **1114458149**

申請年度	令和7年・8年		
法人又は個人の区分	法人		
業者区分	一般業者		
申請希望自治体	申請自治体	変更前	変更後
		建設工事 埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
		設計調査測量 埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
	土木施設維持管理 埼玉県、羽生市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合	
商号又は名称(全角カナ)	変更前	変更後	
	商号又は名称(基本どおり)	代表取締役	1、 2

土木維持管理情報登録(個別)確認
資格審査申請業務

	道	路	河	川	苑	地	下	水	道
変更前									
変更後	有		有						

印刷 **登録** 戻る メニューへ戻る

2

3 - 9 土木施設維持管理情報（個別）の入力（6）

土木施設維持管理の更新データ入力が完了すると、この画面に移ります。

【メニューへ戻る】をクリックし、入力データを送信します。次ページへ

データ入力完了

・土木施設維持管理のデータの入力が完了しました

メニューへ戻る

4 入力内容の確認（1）

【 7 登録(入力)内容確認 】をクリックし、入力内容を確認します。

工事等申請受付システムメインページ

・このサイトでは、以下のことが行えます。

令和7年・8年

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

- 1 変更届作成
 - ※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 更新申請書作成(定期)
- 6 一時保存データ修正
- 7 **登録(入力)内容確認**
 - ※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
 - ※ 入力データを送信するとき使用
 - ※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 パスワード更新

4 入力内容の確認（2）

- (1) 入力内容を確認します。申請する全ての自治体に対する申請内容が表示されます。
- (2) 申請内容を確認したら【入力データ送信】ボタンをクリックします。入力データ送信画面へ移ります。

申請内容を修正する場合は【メニューへ戻る】ボタンをクリックして、メインページに戻り【 6 一時保存データ修正 】をクリックし、申請内容を修正してください。

入力データを送信する前は【送付票印刷】ボタンをクリックすることはできません。

登録（入力）内容確認

入力内容をもう一度確認の上、正しければ「入力データ送信」ボタンをクリックしてください。「入力データ送信」後は、データを修正することができません。

印刷

業者基本情報データ確認

※本画面内の「変更後」欄は、申請内容であり審査結果ではありません。

共通・基本情報登録確認

1114458149

申請年度	令和7年・8年			
法人又は個人の区分	法人			
業者区分	一般業者			
申請希望自治体	申請自治体	建設工事	変更前 埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	変更後 埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
		設計調査測量	埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
		土木施設維持管理	埼玉県、羽生市、鶴ヶ島市	埼玉県、川越市、鶴ヶ島市、秩父広域市町村圏組合
商号又は名称 (全角カナ)	変更前		変更後	
	ニユウサツシンサカテストデータ			
	入札審査課テストデータ株式会社			
代表者役職名	代表取締役			

5 入力データの送信

送信前に確認！

- ・ 入力データの送信ができるのは、1回のみです。業務ごとに入力データを送信することはできません。全ての業務の入力が終わってから、入力データを送信してください。
- ・ 入力データの送信後は、申請内容の修正（変更も含みます）をすることができません。入力データを送信する前に、内容をよく確認してください。
- ・ 入力データの送信後は、申請者側から申請を取り下げることができません。申請を取り下げる場合は、共同受付窓口へ連絡してください。

【入力データ送信後の、入力データに関する問合せ先】

< 共同受付窓口 > 受付時間 9 : 3 0 ~ 1 1 : 4 5
1 3 : 1 5 ~ 1 7 : 0 0

専用電話（9月17日から）：048 - 7111 - 3567

誓約欄(下図)にチェックのうえ、【入力データ送信】ボタン(下図)をクリックします。(チェックを入れないとデータ送信はできません。)

入力データ送信

以下に記載の誓約及び同意事項を確認しチェックの上、「入力データ送信」をクリックしてください。

誓約事項

- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- ・ 申請自治体の暴力団排除条例等の規定に基づき、暴力団等の反社会的勢力と関係を有していないこと
- ・ 申請自治体から反社会的勢力と関係を有していないことにつき説明を求められた際には誠実に応じること

同意事項

- ・ 納税状況等について、税担当課に照会すること

上記事項を確認するとともに、申請内容が事実と相違ないことを誓約します。

入力データ送信 戻る

6 送付票の印刷

- (1) 送付票印刷画面（「4 入力内容の確認（1）、（2）」を参照）で、送付票を印刷します。
送付票は、1枚だけ印刷して、提出書類のうち共通書類として提出してください。
- (2) 送付票の印刷が終了したら【メニューへ戻る】をクリックします。

送付票印刷

申請が完了しました。
本画面を印刷し、郵送する資料に添付してください。
印刷できない場合は、以下の記載事項を紙に転記の上、郵送する資料に添付してください。

申請区分	更新
業者ID	1114458149
商号	入札審査課テストデー 株式会社
事業所名	本店
申請(届出等)年月日	2024/10/2
申請先自治体	埼玉県、川越市、鶴ヶ 島市、秩父広域市町 村圏組合

申請した地方公共団体の承認を経て審査が完了となります。
「印刷」ボタンを押してこの画面の印刷を行った上で、添付書類と一緒に送付してください。



送付票の再印刷について
メインメニューの【7 登録(入力)内容確認】ボタンをクリックし【送付票印刷】ボタンをクリックして印刷してください。

ログアウトについて
メインページ左側の【ログアウト】ボタンをクリックしてください。



工事等申請受付システムメインページ

このサイトでは、以下のことが行えます。

令和7年・8年

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

- 1 変更届作成
※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 更新申請書作成(定期)
- 6 一時保存データ修正
- 7 登録(入力)内容確認
※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
※ 入力データを送信するとき使用
※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 パスワード更新

添付書類の送信を忘れずに行ってください。（申請は完了していません。）
提出書類の送信方法は、申請事務担当者メールアドレスあてにメールでご案内
します。案内に従って、手続きを進めてください。

7 審査結果の確認

令和7年4月以降に、申請した自治体の審査結果通知書がダウンロードできます。
共同受付窓口では、審査結果通知書を郵送しません。
申請者自身でダウンロードし、確認してください。

工事等申請受付システムメインページ

・このサイトでは、以下のことができます。

令和7年・8年

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

- 1 変更届作成
※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 [更新申請書作成\(定期\)](#)
- 6 一時保存データ修正
- 7 登録(入力)内容確認
※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
※ 入力データを送信するとき使用
※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 [パスワード更新](#)

・申請状況確認

	ステータス	結果通知書
埼玉県	審査済	<input type="button" value="ダウンロード"/>
羽生市	審査済	<input type="button" value="ダウンロード"/>
鶴ヶ島市	審査済	<input type="button" value="ダウンロード"/>

8【参考】審査結果通知書

令和7年4月以降に、申請した自治体の審査結果通知書がダウンロードできます。

令和7年4月1日

330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂〇-〇-〇

入札審査課テストデータ株式会社本店

代表取締役 審査太郎 様

埼玉県知事 大野 元裕

競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のあった入札参加資格審査の結果については下記の通りです。

記

1 申請の区分： 建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理

2 審査結果

建設工事：

申請業種	土木	建築	管	ほ装	*****
格付(資格審査数値)	A (999)	A (999)	B (700)	B (777)	

設計・調査・測量：

業 務	測 量	建築関連コンサルタント	地 質 調査	補償コンサルタント	建設コンサルタント	その他
入札参加資格 (資格あり=○)	○	○	-	-	-	-

土木施設維持管理：

業 務	道路	河川	苑地	下水道
入札参加資格 (資格あり=○)	○	○	-	-

3 有効期間

資格の有効期間： 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 その他

自治体によっては、格付の「S」ランクをシステムの仕様上「@」と表示しますので、適宜、読み替えていただきますようお願いいたします。また、資格審査数値のみを表示する場合がございます。審査結果通知書の審査結果の表記について、詳しくは、各自治体にお問い合わせください。

第7章 事業者登録をする

1 事業者登録をする

書類を送信するためには、「事業者申請ポータル」で事業者登録が必要です。

事業者申請ポータルを開き、事業者登録を行います

(既に事業者申請ポータルで事業者登録が済んでいる方は再度登録する必要はありません)

行政書士が代理申請する場合、会社ごとではなく行政書士として事業者登録してください。

事業者申請ポータル(<https://saitamapref.service-now.com/csm>)にアクセスしてください。



「事業者登録」をクリックし、事業者登録フォームを開き、必要項目を入力してください。

The screenshot shows the Business Registration form. It has several sections: "区分" (Category), "事業者情報" (Business Information), "管理者情報" (Administrator Information), "ユーザー名" (Username), and "連絡先メールアドレス" (Contact Email Address). Callouts provide additional instructions: "注) 事業所ごとの登録は不要です。" (Note: Registration by business is not required.), "注) 一つのメールアドレスにつき、1事業者登録となります。" (Note: One business registration per email address.), "行政書士が代理申請する場合、事業者名は、「〇〇行政書士法人」、「〇〇行政書士事務所」、「行政書士〇〇」のように登録してください。" (For proxy registration by a public affairs scrivener, register the business name as "〇〇 Public Affairs Scrivener Corporation", "〇〇 Public Affairs Scrivener Office", or "Public Affairs Scrivener 〇〇"), "管理者情報は、申請事務を行う担当者情報を入力してください。登録後、管理者情報に入力された連絡先メールアドレスあてに、メールが届きます。" (Administrator information is the information of the person in charge of the application. After registration, an email will be sent to the contact email address entered in the administrator information.), and "メールアドレスの登録を間違えると、その後の手続ができません。誤って間違ったメールアドレスを登録してしまった場合は再度事業者登録をし直してください。メールアドレスの修正はできません。" (If you register the email address incorrectly, you cannot proceed with the subsequent steps. If you have mistakenly registered an incorrect email address, you must re-register the business. Email address correction is not possible.)

利用規約を確認の上、チェックボックスをチェックし、入力内容に誤りがないことを確認し、「登録」ボタンをクリックします。

The image shows a registration form with several fields: *ユーザー名 (連絡先メールアドレス), *姓, *名, *姓 (フリガナ), *名 (フリガナ), 所属部署, *連絡先電話番号, and *連絡先FAX番号. A red box highlights the checkbox labeled "次に同意します！ プライバシーポリシーと契約条件". Another red box highlights the "登録" button at the bottom. A red callout box with an arrow pointing to the checkbox contains the text "チェックボックスをチェック".

事業者登録完了通知メールが連絡先メールアドレスあてに送信されます。

The image is a screenshot of an email notification. The recipient is 埼玉花子様. The subject is "事業者、及び、管理者ユーザー登録が完了しました。" The email body contains the user name "ユーザー名：saitama@example.com" and a link to set a password. A red circle highlights the link "パスワード設定". A large red rounded rectangle on the right contains the following text: "事業者登録・パスワードの設定の操作で不明な点は下記あてに御連絡ください。行政・デジタル改革課 DX 推進担当：a2440-13@pref.saitama.lg.jp 登録送信した翌日になってもメールが届かない場合は、再度、事業者登録をし直してください。"

メール中のパスワード設定リンクをクリックし、パスワード設定画面を開き、パスワード条件に合致するパスワードを入力し、「パスワードの設定」を行います。

The image shows the "パスワードの設定" (Password Setting) screen. It includes a message "アカウントはロックされていません" and a section for "新しいパスワード" with a text input field and a "安全性" indicator. Below this are five requirements: ① 最小 10 文字, ② 最大 40 文字, ③ 少なくとも 1 文字の小文字, ④ 少なくとも 1 文字の大文字, ⑤ 少なくとも 1 文字の数字, and ⑥ 少なくとも 0 文字の特殊文字. There is also a "パスワードの再入力" section with a text input field and a "パスワードを表示" checkbox. A "パスワードの設定" button is at the bottom right.

第8章 添付書類をアップロード・送信する

1 添付書類をアップロード・送信する

書類送信の締め切りは、

令和6年11月8日(金) 23:00

- ・建設工事と設計調査測量を申請するとき
- ・建設工事と土木施設維持管理を申請するとき
- ・建設工事、設計調査測量、土木施設維持管理を全て申請するとき
- ・設計調査測量のみを申請するとき
- ・土木施設維持管理のみを申請するとき
- ・設計調査測量と土木施設維持管理を申請するとき

令和6年11月22日(金) 23:00

- ・建設工事のみを申請するとき

です。

締め切りを過ぎた送信は受け付けられませんので、時間に余裕をもって送信してください。

申請受付システムで入力データを送信後、
申請事務担当者メールアドレスあてに書類
の提出方法の案内が届きます。

件名【工事等競争入札参加資格申請】
書類提出方法のご案内
受付番号 :
アクセスキー :



申請受付システムでデータを送信しているのに、申請事務担当者メールアドレスにメールが届かない場合は、電子メールで書類を御提出ください。(75 ページを御参照ください。)

案内に従って、事業者申請ポータルにアクセス。「競争入札参加資格申請」を選択し、ユーザ名、パスワードを入力し、ログインしてください。

事業者申請ポータル

- ログイン
ログインはこちらから
- 事業者登録
事業者登録はこちらから
- 【操作マニュアル】共通操作
(事業者登録/ログイン) ダウンロード
- 緑化計画届出制度
緑化計画届出制度はこちらから
- 難病指定医療機関
難病指定医療機関の指定申請はこちらから
- 小児慢性特定疾病指定医療機関
小児慢性特定疾病指定医療機関の指定申請はこちらから
- 競争入札参加資格申請**
競争入札参加資格申請はこちらから
- 小児慢性特定疾病指定医
小児慢性特定疾病指定医の指定申請はこちらから
- 難病指定医
難病指定医の指定申請はこちらから
- お問い合わせ



ログイン

ユーザー名

パスワード

パスワードを忘れた場合 ログイン

「【工事】更新・変更 添付書類提出フォーム」を選択してください。

ホーム > 各種申請 > 競争入札参加資格申請

カテゴリ

- 事業者内管理者メニュー
- 緑化計画届出制度
- 難病指定医療機関
- 難病指定医
- 小児慢性特定疾病指定医療機関
- 小児慢性特定疾病指定医
- 競争入札参加資格申請

競争入札参加資格申請

【物品】添付書類提出フ...
【物品】入札参加資格申請

詳細を表示

【工事】新規・追加・抹...
【工事】新規・追加・抹消・権限変更等

詳細を表示

パスワード再発行フォーム
資格申請用パスワード（工事・物品共通）

詳細を表示

【工事】更新・変更 添...
【工事】更新・システムによる変更

詳細を表示



添付書類提出フォームに、受付番号・アクセスキーを入力し、入力チェックボタンを押してください。行政書士が代理申請する場合は、「行政書士記入欄」を記入してください。

ホーム > 各種申請 > 競争入札参加資格申請 > 【工事】更新・変更 添付書類提出フォーム

【工事】更新・変更 添付書類提出フォーム

【工事】更新・システムによる変更

- ・「申請の手引」等の案内に従って、必要事項を入力し、添付ファイルを追加した上、送信してください。（必ず定められた期間内に提出してください。期間外の提出は無効となります。）
- ・添付ファイルは、「添付書類名称一覧」のルールに従い、提出してください。（「添付書類名称一覧」は、申請の手引等に記載しています。）

添付ファイルを追加

担当者

* 受付番号

* アクセスキー

入力チェック

行政書士記入欄（商号は名称・事業所名）※行政書士が代理申請する場合は必ず記入してください。

一時保存に追加

送信

未入力の必須項目
受付番号 アクセスキー

申請受付システムでデータを送信後、申請事務担当者メールアドレスあてに届いた受付番号、アクセスキーを入力してください。

「入力チェック」ボタンを押すと、添付フォーム(下図)が出てきますので、「電子ファイルで提出します」を選択し、添付ファイルを添付(下図)し、送信(下図)します。

ホーム > 各種申請 > 競争入札参加資格申請 > 【工事】更新・変更 添付書類提出フォーム

検索

【工事】更新・変更 添付書類提出フォーム

【工事】更新・システムによる変更

- ・「申請の手引」等の案内に従って、必要事項を入力し、添付ファイルを追加した上、送信してください。
(必ず定められた期限内に提出してください。期間外の提出は無効となります。)
- ・添付ファイルは、「添付書類名称一覧」のルールに従い、提出してください。
(「添付書類名称一覧」は、申請の手引等に記載しています。)

添付ファイルを追加

担当者
埼玉 花子

*受付番号
0000000002023122602

*アクセスキー
244150d2f68d459e90390247612ec725

入力チェック

行政書士 記入欄 (商号又は名称・事業所名) ※行政書士が代理申請する場合は必ず記入してください。
記入例) 株式会社県庁建設・さいたま支店

*添付書類について
 電子ファイルで提出します
 提出物はありません

添付ファイルの送信方法

申請書類を電子で用意する

種類ごとに分けたファイルに名前を付ける。

例：01 送付【業者 ID】.pdf

02 一覧【業者 ID】.xlsx

08 許可【業者 ID】.pdf

23 埼玉県【業者 ID】.pdf

ファイル名の付け方は 22～24 ページを確認。

クリップボタンを押して、ファイルを添付

*添付ファイルの数に制限はありません。

送信ボタンをクリック

申請完了です。メッセージの入力等は必要ございません。書類の不備、不足等があった場合のみこちらからご連絡いたします。(連絡は原則、電話またはメールでします。)

ホーム > 申請フォーム

【工事】更新・システムによる変更

ここにメッセージを入力してください。

申請の詳細

番号	CS0020942	ステータス	新規
申請者	埼玉花子	更新日時	たった今

関連レコード

申請内容
REQ0048421 - 承認済み
RITM0044776 - 【工事】更新・...

添付ファイル

01送付 [redacted].pdf (53.7 KB)	たった今
02一頁 [redacted].pdf (53.7 KB)	たった今
03謄本 [redacted].pdf (641.4 KB)	たった今

入力不要です。

書類を追加で送りたいとき

書類を追加で送付する場合は下記にメールで送付してください。

原則、事業者申請ポータルでの書類の追加はできません。

【メール送付先】送付先：a5770-10@pref.saitama.lg.jp

件名は「【令和7・8年度更新申請書類】業者ID 商号又は名称 の追加書類提出」としてください。

複数事業所(複数業者)の書類を送付するとき

本店の担当者が複数の事業所の書類を送付する場合や、行政書士が複数の業者の代理申請をする場合、書類は「事業所ごと(業者IDごと)」にアップロードしてください。(事業者登録は1度で問題ございません。)

例 A 行政書士が「(株)県庁建設 本店」「(株)県庁建設 埼玉支店」「(株)県庁設計 本店」を申請する場合

A 行政書士として事業者登録をし、それぞれの事業所ごとに書類を事業者申請ポータルでアップロードする。(例の場合、合計3回アップロードすることになります。)

事業者申請ポータルでアップロードした書類の送信状況を確認する方法

- 1 ログインした状態で、右上の「過去の申請」をクリックします。



- 2 送信履歴が一覧で表示されるので、確認したい送信履歴をクリックします。



- 3 送信した書類一覧が表示されます。送信した書類を確認する場合は、表示されるファイル名をクリックします。また、詳細を確認する場合は「関連レコード」をクリックします。

ホーム > 申請フォーム

【工事】更新・システムによる変更

ここにメッセージを入力してください。送信

埼玉 花子
2024-02-27 10:54:25
03謄本 [redacted].pdf
641 KB

埼玉 花子
2024-02-27 10:54:26
01送付 [redacted].pdf
53.7 KB

埼玉 花子
2024-02-27 10:54:26
02一頁 [redacted].pdf
53.7 KB

埼玉 花子
2024-02-27 01:54:25
CS0020942 作成日

開始

申請の詳細

番号 CS0020942 ステータス 新規
申請者 埼玉 花子 更新日時 たった今

関連レコード

申請内容
▲REQ0048421-承認済み
RITM0044776-【工事】更新・...

添付ファイル

01送付 [redacted].pdf (53.7 KB)
たった今

02一頁 [redacted].pdf (53.7 KB)
たった今

03謄本 [redacted].pdf (641.4 KB)
たった今

- 4 3で関連レコードをクリックすると、詳細情報が確認できます。

【工事】更新・変更 添付書類提出フォーム

要求が送信されました

番号 RITM0044777
ステータス オープン
優先度 4：低
作成日時 10 分前
数量 1

オプション

アカウント
株式会社風庁建設

担当者
埼玉 花子

受付番号
00000000002023122604

アクセスキー
289a5faff62a4dfb932ecd49c3089d4a

行政書士 記入欄 (番号又は名称・事業所名) ※行政書士が代理申請する場合は必ず記入してください。
株式会社風庁建設・埼玉支店

添付書類について
電子ファイルで提出します

申請年度
2023

業者ID
[redacted]

申請種別
臨時-変更

備考
業者番号 [redacted] 業者名 [redacted]

行政書士が代理申請した場合は、行政書士記入欄で業者名を確認できます。

書類の事業者申請ポータルへの添付が難しい場合、メールでお送りください。

メールでの送付も難しい場合のみ、郵送としてください。

【メールの場合】 表紙の受付期間外に送信されたメールでは申請を受け付けません。

以下の宛先に提出書類を添付して送信してください。(22～23ページ記載の添付書類名称一覧のとおり名前を付けてください。)

宛先：a5770-10@pref.saitama.lg.jp

件名は「**【業者ID】商号又は名称 の書類提出**」としてください。

書類到達時にメールの返信を希望する場合は、「**【要返信】【業者ID】商号又は名称 の書類提出**」としてください。

【郵送の場合】 表紙の受付期間外の消印で書類送付された場合は申請を受け付けません。

以下のとおり書類を郵送してください。

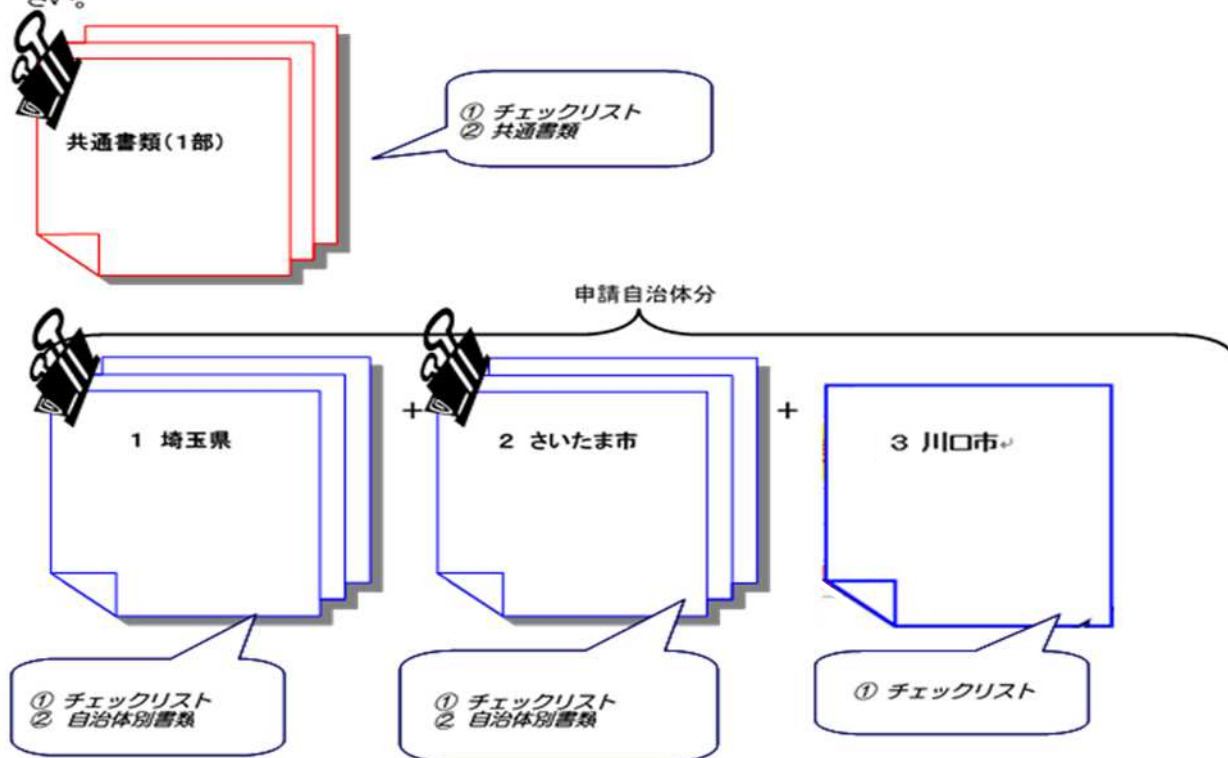
次のとおり書類をまとめてください。

ア 共通書類、自治体別書類をそれぞれ、チェックリスト(別冊1)を先頭にし、チェックリストに記入された順番に書類を重ねてください。

イ 共通書類をダブルクリップで留め、自治体別書類は自治体ごとに左上をダブルクリップで留めてください。(ホチキスは使用しないでください。)

自治体別書類が無い自治体については、チェックリストを印刷し提出してください。

チェックリストに記載されている順番に書類を重ね、左上をダブルクリップ等で留めて提出してください。



封筒の表に「**令和7・8年度工事 更新申請書類在中**」と**赤**で記載してください。

提出書類（共通書類 + 自治体書類）をまとめて、共同受付窓口（埼玉県入札審査課）に提出してください。**申請する自治体へ送付しないでください。**

また、複数の封筒等に分けて提出する場合、1/2、2/2と記入し、郵送してください。

書類は信書に該当します。

信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。（メール便、宅配便では信書を送付できないため不可。**持参不可**。）なお、書類到達の確認に係る問合せには、対応しません。

書類の送付先

〒330 - 9301 埼玉県 さいたま市 浦和区 高砂3 - 15 - 1

埼玉県 総務部 入札審査課 共同受付窓口（工事）

電話：048 - 830 - 5771（9/17（火）から専用電話：048 - 711 - 3567）

受付最終日を過ぎた消印の押された書類での申請は、認められません。
受付最終日のポストへの投函や郵便局窓口への提出は、受付最終日の消印が押されない可能性がありますので、御注意ください。

窓口提出日の引受消印を押してもらう方法については、郵便局のホームページを確認してください。

<https://www.post.japanpost.jp/question/707.html>

受付最終日までの消印が押された書類であっても、書類に不備、不足がある場合は申請を受理できません。

提出の際は不備、不足がないか、よく確認してください。また、不備、不足があった場合に余裕をもって対応できるように、早めに申請してください。

書類收受の確認印を希望する場合、返送先を明記したハガキ（85円切手貼付・裏面未記入）を1事業所につき1枚のみ同封してください。また、返送先の記入漏れ、返信用切手の貼付漏れ（料金不足も含まれます）の場合、返送しません。なお、返送先が行政書士の場合は事業所名等を明記してください。ただし、申請先自治体が複数あっても確認印の返送は1枚のみです。

注意事項

資格審査申請の内容に虚偽があったときは、各自治体の規程等に基づき登録が抹消されることがあります。

申請書類の提出はそれぞれ1部ですが、共同受付窓口や自治体から問合せ等をする場合がありますので、**写しを保管してください。**申請書類に不備・不足等があった場合は、追加で不備・不足書類等の提出を求める場合があります。**一定期間内に提出されない場合、申請が却下となることもありますので、御注意ください。**

申請（入力データの送信）後は、希望する自治体、業種、業務を追加することは一切できません。

提出された書類やデータに不備があった場合、他の書類等で正しい内容が確認できる場合は、共同受付窓口で内容を修正することがあります。

提出された書類は返却できません。

書類作成等についての対面相談は行いません。

新型コロナウイルス感染症等の影響への対応について

1 納税証明書の提出について

共通書類に該当するもの

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて以下の書類が税務署で発行されない場合は、下記の書類を提出してください。

【法人の場合】：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

【個人の場合】：「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）

ア 特例猶予によらない猶予を受けている場合

換価・納税の猶予申請書（事由として新型コロナウイルスの記載があり、収受印のあるもの）及び猶予許可通知書

イ 上記の税目のうち一方の税目のみ猶予許可を受けている場合

アで示した書類に加え、猶予許可を受けていない税目に係る「納税証明書（その3）」を提出してください。

上記の書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

上記の猶予制度等については、税務署にお問合せください。

自治体別書類に該当するもの

各自治体により取扱いが異なります。別冊1（チェックリスト）別冊2（添付書類一覧）で御確認ください。

第9章 名簿登載後の注意事項について

1 変更申請（変更届）について

入札参加資格者名簿の登載後、登録事項（代表者、所在地等）に変更があったときは、速やかに変更手続きを行ってください。

手続き方法等は、埼玉県ホームページに掲載しています。内容を確認の上、手続きを行ってください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

2 登録されている事業所・業種の変更について

登録されている事業所を変更する場合

システムに登録されている事業所から、別の事業所へ登録を変更する場合は「事業所間の契約権限の変更」に該当します。

	令和7・8年度名簿（申請日現在）	申請の内容
例	A支店で建設工事の「土木工事業」、「建築工事業」を登録している	「土木工事業」をB支店へ変更する

埼玉県の入札参加資格について契約権限を変更する場合は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等） > 工事等 / 変更申請（書面による変更）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html>

登録されている業種を変更する場合

建設工事について、令和7・8年度名簿の有効期間内に一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更することは、原則できません。ただし、一部自治体では「業種入替」の申請を行います。

	令和7・8年度登録（当初）	申請の内容
例	建設工事の「土木工事業」、「建築工事業」、「電気工事業」、「管工事業」、「舗装工事業」の5業種を登録している	「電気工事業」に変えて「造園工事業」を登録する

「業種入替」については、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請(工事等) > 工事等/登録業種の入替

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/gyouisyu-irekae/irekae-top.html>

1 参加資格の再審査について

相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、再審査の申請をしてください。

また、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、再審査の申請をしてください。

なお、再審査の申請に当たっては、事前に入札審査課審査担当に相談してください。

2 参加資格の抹消について

次の事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消します。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者、埼玉県財務規則第91条の規定及び同規則第102条で準用する同規則第91条の規定により、県の競争入札に参加させないこととされた者となったとき
- イ 談合や独占禁止法違反行為により、逮捕又は起訴、若しくは公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合等で、極めて悪質であると知事が認めたとき
- ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、知事が不適格である者と認めたとき
- エ 金融機関から取引を停止されたとき
- オ 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき

次の事項に該当するときは、当該業種・業務について入札参加資格者名簿から抹消します。

- ア 「建設工事」にあつては、入札参加資格名簿に登録されている業種についての許可を受けていない者となつてから90日を経過したとき
- イ 「設計・調査・測量」の測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから90日を経過したとき
- ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていないものとなつてから90日を経過したとき
- エ 入札参加資格名簿に登録されている業種・業務についての営業を廃止したとき
- オ 入札参加資格名簿に抹消について申出があつたとき

次の事項に該当するときは、入札参加資格名簿から抹消する場合があります。

- ア **資格審査申請等の内容に虚偽があつたとき**
- イ 営業停止命令、営業の休止及び再開、官公需適格組合としての証明書を受けられない者となつた場合等、変更届を必要とする事項について届出を怠つたとき

3 届出事項について

次に掲げる事項に該当するときは、入札審査課審査担当へ確認の上、速やかに届出てください。

ア 営業の休止、再開又は廃止をしたとき

イ 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき

ウ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）となったとき

エ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき

オ 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき

カ 会社更生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき

キ 民事再生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき

ク 役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき又は監督行政庁から行政処分を受けたとき

ケ 独占禁止法の規定による告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき

コ 埼玉県内で工事事故等を起こしたとき

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種		受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
業種大 コード	業 種 名 略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名 略 称	略 称			
01	土木工事業	土木	01	土木一式工事	土一	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事(02～12の特殊工事は除く)</p> <p>注)・盛土工事、掘削工事等は、とび・土工事業の土工事(05-05)</p> <p>・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09)</p> <p>・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03)</p> <p>・下水道建設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04)</p> <p>・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)</p>	<p>道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理工事、土地造成工事、樋管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事</p>
			02	農業土木工事	農業	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事</p>	<p>ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい用排水施設工事</p>
			03	コンクリート構造物工事	コンクリ	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行う橋梁上部工(PC橋梁工事等は除く)、橋梁下部工(ニューマチックケーソン工事は除く)、擁壁、その他主体がコンクリート構造物である工事</p> <p>注)・コンクリートくい打ち工事は、とび・土工事業のくい工事(05-03)又は場所打ちくい工事(05-04)</p> <p>・コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06)</p> <p>・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)</p>	<p>コンクリートラーメン橋工事、コンクリートT桁橋工事、コンクリートホロースラブ橋工事、ボックスカルバート工事(空断面が10㎡以上のもの)、橋台工事、橋脚工事、オープンケーソン工事、擁壁工事(高さが5m以上のもの)、砂防ダム工事(高さが5m～15mのもの)、コンクリート水門工事、沈砂池躯体工事、沈殿池躯体工事、コンクリートプール工事、連続地中壁工法、圧入式ケーソン工法</p>
			04	大口径管工事	大口径	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行う上水道、下水道等の大口径管埋設工事(口径がおおむね1m以上のもの)</p>	<p>上水道幹線工事、下水道幹線工事</p>
			05	地すべり防止対策工事	地すべ	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行う地すべり防止対策工事</p>	<p>地すべり抑制工事、地すべり抑止工事</p>
			06	管渠推進工事	推進	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事</p>	<p>管渠推進工事</p>
			07	トンネル工事	トンネル	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル本体工事</p>	<p>トンネル本体工事</p>
			08	ニューマチックケーソン工事	NMC	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事</p>	<p>ニューマチックケーソン工事</p>
			09	シールド工事	シールド	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事</p>	<p>シールド工事</p>
			10	PC橋梁工事	PC橋	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等</p>	<p>PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事</p>
			11	ダム工事	ダム	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事</p>	<p>コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事(高さが15m以上のもの)、貯水池ダム工事</p>
			12	森林土木工事	森林	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事</p>	<p>治山工事、林道工事</p>
02	建築工事業	建築	01	建築一式工事	建一	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事(02～05の特殊工事は除く)</p> <p>注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03)</p> <p>・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04)</p> <p>・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)</p>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡以上のもの)、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事</p>
			02	木造工事	木造	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事</p>	<p>木造建築物工事</p>
			03	軽量鉄骨工事	軽鉄	<p>総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物工事</p>	<p>軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)</p>

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種		受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
業種大 コード	業 種 名 略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名 略 称	略 称			
		04	プレハブ工事	プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事	
		05	コンクリート プレハブ工事	コンプレ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物工事	
03	大工工事業	大工	大工工事	大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
04	左官工事業	左官	左官工事	左官	工作物に壁土、モルタル、漆い、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付けを行う工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とぎ出し工事、洗い出し工事	
05	とび・土工事業	とび	01	鉄骨等組立架設工事	組立	足場の組立て、鉄骨等の組立て(加工を除く)を行う工事 注)鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造工事の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事
			02	ひき工事	ひき	ひき家等を行う工事	ひき工事
			03	くい工事	くい	既製くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリング又は中掘工法により打つ工事	くい工事、既製コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土留工事、くい抜き工事
			04	場所打ちくい工事	場所打	アースオーガ、リバース、オールケーシング工法等で、コンクリートくいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事
			05	土工事	土	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、しゅんせつ工事(陸上で使用する掘削機で施工できる程度)
			06	コンクリート工事	コンクリ	コンクリートブロックを据え付け、又はコンクリートにより工作物を築造する工事 注)・土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木事業のコンクリート構造物工事(01-03)、PC橋梁工事(01-10)等 ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付け工事、はり工事
			07	地盤改良工事	地盤	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事、地すべり防止工事
			08	吹付け工事	吹付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹き付ける工事 注)建築物に対するモルタル等の吹付けは、左官工事業の左官工事(04-01)又は防水工事業の防水工事(18-01)	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル防水工事
			09	道路付属物設置工事	道付属	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事
			10	外構工事	外構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事
99	その他工事	その他	その他のとび・土工・コンクリート工事(基礎的、準備的工事)	重量物の揚重運搬配置工事			
06	石工事業	石	01	石工事	石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物内外装、法面処理、擁壁)、石材加工工事
07	屋根工事業	屋根	01	屋根工事	屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事
08	電気工事業	電気	01	総合電気設備工事	総合	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備、電気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事 注)電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	総合電気設備工事
			02	発電変電設備工事	発電	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
			03	送配電設備工事	送電	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種		受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示				
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名			略 称			
			04	電 気 設 備 工 事	電 気	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事			
			05	信 号 設 備 工 事	信 号	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事			
			06	上 下 水 道 施 設 電 気 設 備 工 事	水 道	上下水道施設の電気設備を設置する工事	上水道施設電気設備工事、下水道施設電気設備工事			
			99	そ の 他 工 事	そ の 他	注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理施設工事(26-04)				
09	管 工 事 業	管	01	給 排 水 設 備 工 事	給排水	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事			
			02	冷 暖 房 空 調 設 備 工 事	空 調	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ダクト工事			
			03	浄 化 槽 工 事	浄化槽	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事			
			04	ガ ス 管 配 管 工 事	ガ ス 管	ガス管の配管を設置する工事	ガス管配管工事			
			99	そ の 他 工 事	そ の 他	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事			
10	タイル・れんが・ ブロック工事業	タイル	01	タイル・れんが・ ブ ロ ッ ク 工 事	タイル	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は張り付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事(外壁等)			
						注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張り付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)				
11	鋼 構 造 物 工 事 業	鋼 構 造	01	鉄 骨 工 事	鉄 骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する工事	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事			
						注)既に加工された鉄骨を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)				
			02	鋼 橋 梁 工 事	鋼 橋	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造する工事	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事			
						注)既に加工された鋼橋梁等を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)				
			03	鉄 塔 工 事	鉄 塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔を築造する工事	鉄塔工事			
						注)既に加工された鉄塔を組立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)				
			04	門 扉 工 事	門 扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより開門、水門等の門扉を築造する工事	開門工事、水門工事、鋼製自動堰工事			
12	鉄 筋 工 事 業	鉄 筋	01	鉄 筋 工 事	鉄 筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事、溶接継手工事、機械式継手工事			
			13	舗 装 工 事 業	舗 装	01	舗 装 工 事	舗 装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
									注)ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工工事業の道路付属物設置工事(05-09)	
14	しゅんせつ工事業	しゅん	01	しゅんせつ工 事	しゅん	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)			
						注)陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工工事業の土工工事(05-05)				

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
15	板金工事業	板金	01	板金工事	板金	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事 注)板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07-01)	板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付け工事、ステンレス貼付け工事
16	ガラス工事業	ガラス	01	ガラス工事	ガラス	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事業	塗装	01	塗装工事	塗装	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、又は塗り付ける工事	塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事
			02	路面標示工事	路面	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	区画線工事
			03	屋内床面標示工事	屋内床	屋内にコータラインを標示する工事	コータライン標示工事
			99	その他工事	その他	その他の塗装工事	布張り仕上工事
18	防水工事業	防水	01	防水工事	防水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事 注)法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工事業の吹付け工事(05-08)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事
19	内装仕上工事業	内装	01	内装仕上工事	内装	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事
			02	床仕上工事	床	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を用いて建築物の床仕上げを行う工事	床仕上工事
			03	たたみ工事	たたみ	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事	たたみ工事
			04	ふすま工事	ふすま	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事	ふすま工事
			99	その他工事	その他	その他の内装仕上工事	家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事業	機械	01	運搬機器設置工事	運搬	運搬機器の組立て、取付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレーター設置工事、自動搬送機設置工事
			02	プラント設備工事	プラント	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を複合的に設置する工事(03を除く) 注)・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	プラント設備工事
			03	水処理設備工事	水処理	下水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事 注)・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事
			04	汚泥脱水設備工事	脱水	汚泥脱水用機械器具を設置する工事	汚泥脱水機械設備工事
			05	汚泥焼却設備工事	焼却	汚泥焼却用機械器具を設置する工事	汚泥焼却炉設備工事
			06	給排気機器設置工事	給排気	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事 注)建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、管工事業の冷暖房空調設備工事(09-02)	換気設備工事、送風機械設置工事
			07	揚排水機器設置工事	揚排水	揚排水機器を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
			08	ダム用仮設備工事	ダム仮	ダム用仮設備を設置する工事	ダム用仮設備工事
			09	その他工事	その他	その他の機械器具設置工事	内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種		受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名			略 称
21	熱絶縁工事業	熱絶縁	01	冷暖房熱絶縁工事	冷暖房	冷暖房設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事
			02	動力設備熱絶縁工事	動力	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事
			99	その他工事	その他	その他の熱絶縁工事	燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事
22	電気通信工事業	通信	01	有線電気通信工事	有線	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事
			02	無線電気通信工事	無線	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事
			03	データ通信設備工事	データ	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事
			04	情報制御設備工事	情報	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電子計算機設置工事
			99	その他工事	その他	その他の電気通信工事	TV電波障害防除設備工事、共同アンテナ設置工事
23	造園工事業	造園	01	庭園工事	庭園	整地、樹木の植栽、景石の据え付け等により庭園等を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事
			02	公園設備工事	公園	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事	公園設備工事、園路工事
			03	広場工事	広場	整地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事	修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事
			99	その他工事	その他	その他の造園工事	
24	さく井工事業	さく井	01	さく井工事	さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事
			02	揚水設備工事	揚水	さく孔、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	揚水設備工事、ポンプ設置工事
			99	その他工事	その他	その他のさく井工事	石油掘削工事、天然ガス掘削工事
25	建具工事業	建具	01	サッシ工事	サッシ	サッシを取り付ける工事	サッシ取付け工事
			02	カーテンウォール工事	カーテン	金属製カーテンウォールを取り付ける工事	金属製カーテンウォール取付け工事
			03	シャッター工事	シャッター	シャッターを取り付ける工事	シャッター取付け工事
			04	自動ドア工事	ドア	自動ドアを取り付ける工事	自動ドア取付け工事
			99	その他工事	その他	その他の建具工事	金属製建具取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事業	水道	01	取水施設工事	取水	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設工事
			02	浄水施設工事	浄水	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事	浄水施設工事
			03	配水施設工事	配水	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事	配水施設工事
<small>注) 上水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20-03)</small>							
<small>注) 公道下等の上水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01)</small>							
<small>・農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02)</small>							
<small>・家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事(09-01)</small>							

注1) 「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2) 「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	下水処理設備工事	下水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事 注)・公道下等の下水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ・かんがい用排水施設工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ・下水道施設の処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の処理設備工事(20-03) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)	
			99	その他工事	その他	その他の水道施設工事	
27	消防施設工事業	消防	01	水消火設備工事	水消火	水による消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事
			02	泡消火設備工事	泡消火	泡による消火に必要な設備を設置する工事	泡消火設備工事
			03	不燃性ガス消火設備工事	ガス	不燃性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備を設置する工事	不燃性ガス消火設備工事、蒸発性液体消火設備工事
			04	粉末消火設備工事	粉末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事	粉末消火設備工事
			05	火災報知設備工事	報知	火災警報に必要な設備を設置する工事	火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
			06	避難設備工事	避難	避難設備を設置する工事	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事
						注)ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築工事業の建築一式工事(02-01)又は鋼構造物工事業の鉄骨工事(11-01)	
			07	排煙設備工事	排煙	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事
			99	その他工事	その他	その他の消防施設工事	
28	清掃施設工事業	清掃	01	ごみ処理施設工事	ごみ	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事
			02	し尿処理施設工事	し尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事	し尿処理施設工事
						注)・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ・公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04)	
			99	その他工事	その他	その他の清掃施設工事	
29	解体工事業	解体	01	解体工事	解体	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事
						注)それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。	

注1)「受注希望工事」欄に 印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

<別表 2>

『設計・調査・測量』業務コ-ド

「業務内容」欄に 印 が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務名	業務分類名	業務コード	業務内容
測量	測量一般	3000	基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
	地図の調製	3010	既成の地図等を基図とし、編集資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する新たな地形図等の作成
	航空測量	3020	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
建築関連コンサルタント	建築意匠(建築意匠に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築意匠に関する工事の設計若しくは監理)		
	居住施設	4000	共同住宅、職員公舎、寄宿舎等
	学校施設	4001	学校、技術専門学校、養護学校等
	医療及び社会福祉施設	4002	病院、診療所、保健所、老人ホーム等
	事務所及び庁舎	4003	庁舎、事務所、研究所、試験所等
	スポーツ施設	4004	競技場、体育館、水泳場、その他スポーツ施設等
	劇場及びホール	4005	劇場、公会堂、映画館、観覧場、集会場(オーディトリウムを有するものに限る。)等
	美術館・博物館・記念館	4006	美術館、博物館、記念館、図書館等
	集会場・コミュニティセンター	4007	集会場、コミュニティセンター等
	厚生施設(宿泊施設等)	4008	ホテル、旅館、保養所等
	その他	4009	戸建住宅、工場、倉庫、自転車置場、その他複合建築物等
	建築構造	4010	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理
	空調設備	4020	空調調和設備等の設計又は監理
	給排水設備	4030	給排水衛生設備、ガス設備等の設計又は監理
	電気設備	4040	電気設備等の設計又は監理
	建築積算	4050	建築設計における積算数量の算出
	機械積算	4060	機械設計における積算数量の算出
	電気積算	4070	電気設計における積算数量の算出
	建物調査	4080	建物の耐震、災害、補修等の調査又は設計
	地質調査	地質調査	5000
補償コンサルタント	土地調査	6000	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算等
	土地評価	6001	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償等に関する調査又は補償金額の算定。土地調査その他これに類する資料の作成
	物件及び機械工作物	6002	物件に関する登記簿等の調査、物件調査その他これに類する資料の作成。物件及び機械工作物に関する調査又は補償金額の算定。居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
	営業補償・特殊補償	6003	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他の特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査又は補償金額の算定
	事業損失	6004	電波障害、日照障害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定
	補償関連	6005	公共補償に関する調査又は補償金額の算定
	事業認定	6006	事業認定申請書及び裁判申請書の作成
	その他	6007	物件等の補償金額の算定方法及びその根拠についての説明。精度管理に関する業務。その他の調査又は補償金額の算定
建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸(治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む。)、砂防(地すべり防止を含む。))若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理)		
	河川	7000	河川に関するもの(治水、利水、水質、底質、地下水、治水経済、堰、水門、閘門、樋門、樋管、機場、築堤、護岸等)
	砂防	7001	砂防に関するもの(砂防ダム、流域特性、流送土砂、地すべり、急傾斜地等)
	ダム	7002	ダムに関するもの(ダム、水理、治水(洪水調節)、利水、ダム施設配置、水理模型実験、管理施設、発電施設、嵩上げ等)
	港湾及び空港	7010	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
	電力土木	7020	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用ダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
	道路(道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理)		
	交通及び路線	7030	交通及び路線に関する調査、企画又は設計(交通量、交通解析、自動車起終点、パーソントリップ、物資流動、車両重量、渋滞、道路交通センサス、道路網計画、ネットワーク、駐車場、路線選定、交差点等)
	道路	7031	道路に関する概略(予備)設計、実施(詳細)設計又は監理(道路、橋梁、連絡・休息施設、交差点、道路景観等)
	道路管理施設	7032	道路管理施設に関するもの(交通安全施設、交通管理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等)

<別表 2>

『設計・調査・測量』業務コード

「業務内容」欄に印が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務名	業務分類名	業務コード	業務内容
建設コンサルタント(続き)	鉄道	7040	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道(鋼索鉄道を含む。)に関する工事の設計若しくは監理
	上水道及び工業用水道(上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理)		
	水道施設	7050	上水道施設又は工業用水道施設に関するもの(取水、浄水、さく井、水処理、汚泥処理、送配水、ポンプ等)
	送配水管渠	7051	送配水管渠に関するもの
	下水道(下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理)		
	下水処理施設	7060	下水処理施設に関するもの(水処理、汚泥処理、ポンプ等)
	下水管渠	7061	下水管渠に関するもの
	農業土木	7070	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
	森林土木	7080	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
	造園	7090	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
	都市計画及び地方計画(都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
	土地利用計画	7100	土地利用計画に関するもの(フレームワーク、マスタープラン、法規制等)
	都市施設	7101	都市施設に関するもの(交通施設、公園、緑地施設等)
	開発事業	7102	開発事業に関するもの(土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等)
	地域計画	7103	地域計画に関するもの(地域振興、観光、レクリエーション等)
	環境保全	7104	環境保全に関するもの(環境整備、景観、公害対策、緑地保全等)
	地質	7110	地質に関する調査、企画、立案又は助言
	土質及び基礎	7120	土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	鋼構造及びコンクリート(鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
	鋼橋上部工	7130	橋梁上部工に関するもの(合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、吊橋、鋼床版、ランガー、ローゼ等)
	コンクリート橋上部工	7131	コンクリート橋上部工に関するもの(場所打コンクリート、床版橋、プレテンション桁、ポストテンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等)
	橋梁下部工・基礎構造	7132	橋梁下部工に関するもの(橋台、橋脚、鋼製橋脚、特殊構造等)、基礎構造に関するもの(直接基礎、既製杭、場所打杭、深礎杭、ケーソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等)
	新交通・モノレール	7133	新交通及びモノレールに関するもの(上部構造、下部構造、基礎構造等)
特殊構造	7134	特殊構造に関するもの(景観、耐風、耐震、防護工(落石・雪崩)、遮音壁、化粧板等)	
維持・補修、その他	7135	鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修に関するもの(点検、損傷、変状、維持、補修、拡幅、基礎補強、架換等)	
トンネル	7140	トンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はトンネルに関する工事の設計若しくは監理	
施工計画、施工設備及び積算	7150	工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理、工事実施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理	
建設機械	7160	工事実施のための機械の調査、設計若しくは監理	
建設環境(環境アセスメント又は環境管理、環境整備に関する調査、計画若しくは設計)			
環境調査・計画	7170	大気、水質、騒音、振動、動物・植物生態系、景観等に関する調査、予測、評価又は記録	
環境整備	7171	河川空間環境、道路環境、地域環境等に関する環境整備、景観、公害対策、緑地保全等に関する計画又は設計	
その他の建設コンサルタント	7900		
その他	資料整備	8000	調査、計画、設計等に関する資料の収集、記録又は資料の整備
	その他	8001	廃棄物対策、情報システム、情報通信、防災対策等に関する企画、調査・計画、予測、評価又は記録等、補償説明、不動産鑑定、計量証明、登記業務

別表3 埼玉県電子入札共同システム参加自治体問合せ先

9/17からは専用電話：048-711-3567

自治体名	所在地	担当課所名	TEL & FAX
埼玉県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	総務部 入札審査課 審査担当(工事)	048(830)5771 048(830)4914
さいたま市	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	財政局 契約管理部 契約課 契約管理係	048(829)1179 (直) 048(829)1986
川越市	〒350-8601 川越市元町1-3-1	総務部 契約課	049(224)5632 (直) 049(223)1726
熊谷市	〒360-8601 熊谷市宮町2-47-1	総務部 契約課 契約検査係	048(524)1111 048(522)8085
川口市	〒332-8601 川口市青木2-1-1	理財部 契約課 工事契約係	048(258)1237 (直) 048(258)6161
行田市	〒361-8601 行田市本丸2-5	総務部 契約検査課	048(556)1111 048(554)0199
秩父市	〒368-8686 秩父市熊木町8-15	財務部 契約課	0494(25)5216 (直) 0494(22)2534
所沢市	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	総務部 契約課	04(2998)9058 (直) 04(2998)9056
飯能市	〒357-8501 飯能市双柳1-1	企画総務部 契約検査課	042(973)2480 (直) 042(974)6770
加須市	〒347-8501 加須市三俣2-1-1	総合政策部 管理契約課	0480(62)1111 0480(62)5981
本庄市	〒367-8501 本庄市本庄3-5-3	企画財政部 財政課 契約検査係	0495(25)1165 (直) 0495(22)0602
東松山市	〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58	政策財政部 契約検査課 契約グループ	0493(21)1445 (直) 0493(22)4031
春日部市	〒344-8577 春日部市中央7-2-1	総務部 契約課 契約担当	048(736)1128 (直) 048(734)5516
狭山市	〒350-1380 狭山市入間川1-23-5	総務部 契約検査課 契約担当	04(2936)9887 (直) 04(2955)0599
羽生市	〒348-8601 羽生市東6-15	企画財務部 契約検査課 契約係	048(561)1121 048(561)6562
鴻巣市	〒365-8601 鴻巣市中央1-1	総務部 契約検査課	048(541)9255 (直) 048(541)9256
深谷市	〒366-8501 深谷市仲町11-1	総務部 契約検査課 契約係	048(574)6634 (直) 048(573)8250
上尾市	〒362-8501 上尾市本町3-1-1	総務部 契約検査課 契約担当	048(775)5116 (直) 048(775)9819
草加市	〒340-8550 草加市高砂1-1-1	総務部 契約課	048(922)1129 (直) 048(922)3091
越谷市	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	総務部 契約課	048(963)9131 (直) 048(966)6008
蕨市	〒335-8501 蕨市中央5-14-15	総務部 財政課 契約係	048(433)7706 (直) 048(432)7992
戸田市	〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1	総務部 管財入札課	048(441)1800 048(432)8521

自治体名	所在地	担当課所名	TEL & FAX
入間市	〒358-8511 入間市豊岡1-16-1	総務部 管財課 契約担当	04(2964)1111 04(2964)1014
朝霞市	〒351-8501 朝霞市本町1-1-1	総務部 契約検査課 入札契約係	048(463)2488 (直) 048(467)0770
志木市	〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1	総合行政部 行政管理課 発注管財グループ	048(473)1112 (直) 048(474)4384
和光市	〒351-0192 和光市広沢1-5	企画部 財政課 契約検査担当	048(424)9100 (直) 048(464)1234
新座市	〒352-8623 新座市野火止1-1-1	財政部 管財契約課 契約検査係	048(477)2281 (直) 048(477)1590
桶川市	〒363-8501 桶川市泉1-3-28	総務部 契約管財課 契約・管財係	048(788)4912 (直) 048(786)9866
久喜市	〒346-8501 久喜市下早見85-3	総合政策部 財政課 契約係	0480(22)1111 0480(22)3319
北本市	〒364-8633 北本市本町1-111	行政経営部 財政課 契約・検査担当	048(594)5513 (直) 048(592)5997
八潮市	〒340-8588 八潮市中央1-2-1	総務部 契約検査課 契約担当	048(996)2348 (直) 048(998)0828
富士見市	〒354-8511 富士見市鶴馬1800-1	総務部 総務課 契約検査担当	049(252)7130 (直) 049(254)2000
三郷市	〒341-8501 三郷市花和田648-1	総務部 契約課 契約係	048(930)7767 (直) 048(953)1169
蓮田市	〒349-0193 蓮田市黒浜2799-1	総合政策部 契約検査課 契約検査担当	048(768)3111 048(765)1700
坂戸市	〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1	総合政策部 財政課 契約検査係	049(283)1331 049(283)3903
幸手市	〒340-0192 幸手市東4-6-8	総務部 契約管財課 契約・検査・管財担当	0480(43)1111 0480(43)3783
鶴ヶ島市	〒350-2292 鶴ヶ島市三ツ木16-1	総合政策部 財政課 契約担当	049(271)1111 049(271)1190
日高市	〒350-1292 日高市南平沢1020	総合政策部 管財課 契約検査担当	042(989)2111 042(985)4486
吉川市	〒342-8501 吉川市きよみ野1-1	総務部 財政課 管財担当	048(982)5966 (直) 048(981)5392
ふじみ野市	〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1	総務部 契約・法務課 契約・検査係	049(262)9010 (直) 049(266)6245
白岡市	〒349-0292 白岡市千駄野432	経営企画部 財政課 工事検査室	0480(31)9053 (直) 0480(92)9096
伊奈町	〒362-8517 北足立郡伊奈町中央4-355	総務課 管財係	048(721)2111 048(721)2136
三芳町	〒354-8555 入間郡三芳町藤久保1100-1	施設マネジメント課 管財契約担当	049(258)0019 049(274)1055
毛呂山町	〒350-0493 入間郡毛呂山町中央2-1	管財課 管財係	049(295)2112 049(295)0771

自治体名	所在地	担当課所名	TEL & FAX
滑川町	〒355-8585 比企郡滑川町福田750-1	総務政策課 企画調整担当	0493(56)6910 (直) 0493(56)2448
嵐山町	〒355-0211 比企郡嵐山町杉山1030-1	総務課 財政契約担当	0493(62)2151 (直) 0493(62)5935
小川町	〒355-0392 比企郡小川町大塚55	政策推進課 管財契約担当	0493(72)1221 0493(74)2920
川島町	〒350-0192 比企郡川島町下ハツ林870-1	政策推進課 管財・契約グループ	049(299)1752 (直) 049(297)6058
吉見町	〒355-0192 比企郡吉見町下細谷411	総合政策課 情報政策係	0493(54)1516 (直) 0493(54)5147
鳩山町	〒350-0392 比企郡鳩山町大豆戸184-16	政策財政課 財政・管財・入札担当	049(296)1212 (直) 049(296)2594
ときがわ町	〒355-0395 比企郡ときがわ町玉川2490	企画財政課 財政担当	0493(65)0404 (直) 0493(65)3631
横瀬町	〒368-0072 秩父郡横瀬町横瀬4545	まち経営課 財政担当	0494(25)0112 (直) 0494(23)9349
皆野町	〒369-1492 秩父郡皆野町皆野1420-1	総務課 情報管財担当	0494(62)1231 (直) 0494(62)2791
長瀨町	〒369-1392 秩父郡長瀨町本野上1035-1	企画財政課 財政担当	0494(69)1100 (直) 0494(66)0894
小鹿野町	〒368-0192 秩父郡小鹿野町小鹿野89	総合政策課 契約担当	0494(75)4196 0494(75)2819
東秩父村	〒355-0393 秩父郡東秩父村大字御堂634	総務課 入札担当	0493-82-1221 (直) 0493-82-1562
美里町	〒367-0194 児玉郡美里町木部323-1	総合政策課 財政係	0495(76)1114 (直) 0495(76)0909
神川町	〒367-0292 児玉郡神川町植竹909	総務課 庶務担当	0495(77)2114 (直) 0495(77)3915
上里町	〒369-0392 児玉郡上里町七本木5518	総務課 管財契約係	0495(35)1234 (直) 0495(33)2429
寄居町	〒369-1292 大里郡寄居町寄居1180-1	財務課 管財契約班	048(581)2121 048(581)5100
宮代町	〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原1-4-1	企画財政課 管財担当	0480(34)1111 0480(34)7820
杉戸町	〒345-8502 北葛飾郡杉戸町清地2-9-29	管財契約課 契約審査担当	0480(33)1111 0480(33)4550
松伏町	〒343-0192 北葛飾郡松伏町松伏2424	企画財政課 総合政策担当	048(991)1818 (直) 048(991)7681
越谷・松伏水道企業団	〒343-8505 越谷市越ヶ谷3-5-22	総務課 庶務担当	048(966)3931 048(963)0706
戸田ポータル企業団	〒335-0024 戸田市戸田公園8-22	総務部 管理担当	048(441)7713 (直) 048(441)7719
秩父広域市町村圏組合	〒368-0002 秩父市栃谷1477 秩父クリーンセンター内	事務局 契約検査課	0494(23)2489 (直) 0494(23)1236
児玉郡市広域市町村圏組合	〒367-0024 本庄市東五十子151-1	総務課 企画財政係	0495(27)2241 0495(27)2242
埼玉西部消防組合	〒359-1118 所沢市けやき台1-13-11	契約会計課 契約・検査グループ	04(2929)9136 (直) 04(2929)9127